

官報

号外

昭和四十一年四月十四日

第五十一回 衆議院會議録 第四十号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

議事日程 第二十六号

昭和四十一年四月十四日
午後二時開議

第一 第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件

第二 金銀物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件

日程第二 金銀物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)及び家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件

右
國會に提出する。

昭和四十一年三月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

第三次國際不協定の締結について承認を求めめるの件

第三次國際不協定の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求め。

理由

第二次國際不協定に代わるこの協定は、世界における不協定の均衡及び價格の安定を図るとともに開發途上にある不協定國の經濟的發展に資することを目的とするものであつて、この協定の當事國となることは、不協定價格の安定を通じて不協定國の經濟發展に寄与する等の見地から、わが國にとつて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することとしたい。

これが、この案件を提出する理由である。

第三次國際不協定

締約政府は、

(a) 商品協定が、價格の短期的安定及び一次產品市場の堅実な長期的發展を確保することに寄与することにより、特に、開發途上にある生產國の經濟成長を著しく助長することができることを認め、

(b) 不協定に關する問題の解決に貢獻するために國際商品協定の枠内で生產國と消費國とが継続的に協力することの價值を認め、

(c) 不協定の生産、消費又は貿易のための条件が有利かつ公平であることに強く依存している多数の國にとつて不協定が特別に重要であることを認め、

(d) 特に、開發途上にある生產國における不協定國の健全性及び成長を保護し及び助長すること並びに輸入國の消費者の利益を保護するために不協定の十分な供給を確保することの必要性を認め、

(e) また、不協定の生産國にとつて自國の輸入購買力の維持及び増大が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 世界における不協定の生産と消費との間の調整を図り、かつ、不協定の過剰又は不足から生ずる重大な困難を緩和すること。

(b) 不協定の價格の過渡の変動を防止すること。

(c) 不協定の輸出による収入、特に、開發途上にある生產國の輸出収入の維持及び増加に寄与し、並びに当該生產國が急速な經濟成長及び社會的發展のための資金を得ることに寄与する取極を行なうこと。この場合において、輸入國の消費者の利益を同時に考慮するものとする。

(d) 不協定について、生産者にとつて採算のとれる収入のある活発かつ上昇的な生産の達成、消費者にとつて公正な價格での十分な供給の確保及び生産と消費との長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること。

(e) 不協定の供給と需要との間の不均衡から生ずるおそれがある広範な失業又は不完全雇用その他の重大な困難を防止し又は緩和すること。

(f) 不協定の供給の重大な不足が生じ又は生ずることが予見される場合において、不協定の生産の増大及び公平な價格での不協定の公正な配分を確保するための措置を執ること。

(g) 不協定の供給の重大な過剰が生じ又は生ずることが予見される場合において、生産國に生ずることがある重大な困難を緩和するための措置を執ること。

(h) 政府による非商業的不協定の在庫の処分を検討するとともに、この処分に適用することができず、基準で、生ずることがある不安定及び困難を除去するためのものを定めること。

(i) 世界の不協定の短期的及び長期的問題を継続して研究するための取極を行なうこと。

(j) 新たな不協定を開発する必要性及び現存の不協定を必要ないまま放置又は過早な放棄から保護する必要性を常に検討すること。

(k) 不協定の消費を促進するための研究を行なう機關への一層広範な参加を奨励すること。

(l) 第一次及び第二次の國際不協定に基づく國際不協定理事會の業務を継続すること。

この協定の適用上、
「不協定」とは、不協定金その他の精鍊不協定又は精鍊に若しくは不協定から採掘された不協定に含有されている不協定をいう。この定義の適用上、「不協定」には、(a)選鉱以外の目的のため不協定から採掘された物質及び(b)選鉱の際廃棄される物質は、含まれないものとみなされる。

「不協定金」とは、十分に商品価値のある精鍊不協定で純度九十九・七五パーセント以上のものをいう。

「緩衝在庫」とは、第十条及び第十一条の規定に従つて設けられ、かつ、運営される緩衝在庫をいう。

「保有不協定金」とは、緩衝在庫の保有についていうときは、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していない地金を含むもの

のとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していない地金を除くものとする。

「トン」とは、常衡二、二四〇ポンドのロング・トンをいう。

「純輸出量」とは、附属書C第一部に掲げる状況の下に輸出された量から同附属書第二部の規定に従つて定められた輸入量を差し引いたものをいう。

「参加国」とは、自国の領域の全部若しくは一部について自国のために、若しくはこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入する権限を自国に与えている国若しくは領域のために、この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入した国の政府又は第三条若しくは第二十五条の規定に従つて個別的参加が宣言された国若しくは領域の政府をいふ。また、文脈により、これらの国又は領域自体をいう。

「生産国」とは、批准書、承認書、受諾書、通告書若しくは加入書において生産国であると宣言した参加国又は関係文書において生産国であると宣言された参加国をいう。

「消費国」とは、批准書、承認書、受諾書、通告書若しくは加入書において消費国であると宣言した参加国又は関係文書において消費国であると宣言された参加国をいう。

「供与国」とは、緩衝在庫に対し供与を行なつている参加国をいう。

「単純過半数」とは、参加国の投票を合算したものの過半数をいう。

「個別単純過半数」とは、生産国の投票の過半数及び消費国の投票の過半数（それぞれ別個に計算する）をいう。

「三分の二の個別多数」とは、生産国の投票の三分の二以上の多数及び消費国の投票の三分の二以上の多数（それぞれ別個に計算する）をいう。

「効力発生」とは、別に定める場合を除くほか、この協定の最初の効力発生をいう。その効力発生は、第二十四条の規定に従つて暫定的なものであるが同条3の規定に従つて確定的なものであるかを問わない。

「統制期間」とは、統制期間として宣言され、かつ、その期間中の総輸出許可量が定められている期間をいう。

「四半期」とは、暦年の四分の一で、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日から始まるものをいう。

第三条 参加国の種類

1 各締約政府は、第二十四条の規定に基づいて寄託する批准書、承認書、受諾書若しくは批准、承認若しくは受諾の意思の通告書又は第二十五条の規定に基づいて寄託する加入書において、生産国又は消費国のいずれかとしてこの協定に参加することを希望する旨を宣言しなければならぬ。締約政府は、この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、又はこの協定に加入するときは批准書、承認書、受諾書、通告書又は加入書において、その後は第二十五条の規定に従つて条件として、その生産又は消費に關係がある国又は領域で同政府が場合に應じ生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言する権限を有するものために、その国又は領域が生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言することができる。

2 理事会は、自国の属する種類について、消費国から生産国へ又は生産国から消費国への変更を考慮している参加国の要請があるときは、当該国のために、場合に應じトン数又は百分率をできる限りすみやかに暫定的に決定しなければならぬ。

3 前記の暫定的な決定が行なわれた後、当該参加国は、1の規定に基づいて行なつた宣言を改めて自国の種類を変更する旨を理事会に通告することができる。

4 理事会は、前記の通告を受領した後、2の規定に基づいて決定された暫定的なトン数又は百分率が確定的なものとなり、かつ、実施される日を決定するものとする。

5 当該参加国は、4の規定に基づいて理事会が決定した実施の日から、旧種類に属する国に係るこの協定によるいすれの権利及び特権をも享有せず、かつ、いすれの義務によつても拘束されないものとし、また、新種類に属する国に係るこの協定によるすべての権利及び特権を享有し、かつ、すべての義務によつて拘束されるものとする。もつても。

（a）種類の変更が生産国から消費国への変更である場合には、変更を行なつた国は、この協定の終了に際して、第十三条の規定に従つて清算される緩衝在庫における自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

（b）種類の変更が消費国から生産国への変更である場合には、変更を行なつた国について理事会が定める条件は、その国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間において、公平でなければならない。

第四条 國際不協定理事会の構成

1 (a) 第二次國際不協定により設立された國際不協定理事会（以下「理事会」という。）は、この協定を実施するため、この協定に定める構成、権能及び職務をもつて存続する。

（b）理事会の所在地は、ロンドンとする。

2 理事会は、議長及び各参加国の代表をもつて構成する。

3 各参加国は、理事会において、代表一人によつて代表される。各代表は、自己の不在その他の特別の場合に自己に代わつて行動し及び投票する権限を有する代表代理並びに顧問を理事会の会合に伴うことができる。

4 (a) 理事会は、三分の二の個別多数によつて独立の議長一人を任命する。この議長は、どの参加国の国民であつてもよい。議長の任命については、この協定の効力発生後の理事会の第一回会合において審議する。

（b）議長は、その任命に先だつ五年間に不協定又は不協定に実質的に従事したことがあつてはならず、かつ、8に定める条件に合致していなければならない。

（c）議長は、理事会が定める任期その他の条件に従い、在職する。

（d）議長は、理事会の会合において投票権を有しない。

5 議長は、理事会の会合を主宰し、また、理事会の決定に従つて、この協定の運営及び実施について、理事会に対して責任を負う。

6 理事会は、副議長二人を、一人は生産国の代表から、一人は消費国の代表から、毎年選挙する。副議長は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の議長として行動する間は、議長のすべての権限及び任務を有する。副議長は、議長として行動する間は投票権を有しないが、自己の代表団の投票権を行使する他の者を任命することができる。

7 (a) 理事会は、事務局長一人及び第十条の規定に従つて設置される緩衝在庫の管理官（以下単に「管理官」という。）一人を任命し、並びにこれらの役員の勤務条件を定める。

（b）理事会は、事務局長の任務を定めなければならない。また、緩衝在庫の管理官がこの協定に定める任務及び理事会が課することを適当と認めるその他の任務を遂行する方法について議長に指示を与えることができる。

（c）これらの役員は、その任務の遂行について第一に議長に対して責任を負い、また、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。これらの職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会によつて承認されなければならない。

8 議長、事務局長、管理官及び職員の任命及び雇用については、それらの者が不協定又は不協定に実質的に従事したことがあつてはならず、かつ、8に定める条件に合致していなければならない。また、その職務又は任務に關し、理事会又はこの協定の規定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のかかる政府、個人又は機関の指示を求めないか又は受けないことを条件とする。

9 理事会によつて認められ、又はこの協定に基づき自己の任務の適切な遂行のために必要な場合を除くほか、理事会のいすれの役員又は職員も、この協定の実施又は運営に關するいかなる情報をも漏らしてはならない。

10 (a) 理事会は、少なくとも一年に四回会合するものとする。

（b）会合は、いすれかの参加国の要請により又はこの協定の規定が要求するところに従い、議長又は議長に支障があるときは事務局長が

招集する。会合は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(c) 会合は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の所在地で開催されるものとし、第十二条の規定に基づいて招集される場合を除くほか、各会合について少なくとも七日の予告が与えられるものとする。

11 理事会のいかなる会合においても、全生産国の総票数の三分の二以上の票数を有する代表と全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する代表とが総体で定足数を構成する。ただし、理事会のいづれかの会合について前記の定足数が得られない場合には、少なくとも七日を経過した後再び会合が招集される。この会合においては、一、〇〇〇票をこえる票数を有する代表が総体で定足数を構成する。

12 いずれの参加国も、理事会のいづれかの会合において自国の利益を代表し、かつ、自国の投票権を行使することを、理事会が満足する形式により、他のいづれかの参加国に委任することができる。

C 投票

13 生産国は、合計して一、〇〇〇票を有する。この一、〇〇〇票は、各生産国が、最初の五票のほか、この協定の附属書Aに掲げる自国の百分率又は第七条10の規定に従つて随時公表される自国の百分率とすべての生産国の百分率の合計との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように生産国の間に配分する。

14 消費国は、合計して一、〇〇〇票を有する。この一、〇〇〇票は、各消費国が、最初の五票のほか、この協定の附属書Bに掲げる自国のトン数とすべての消費国の総トン数との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように消費国の間に配分する。もつとも、

(a) 消費国が三十をこえるときは、各消費国のための最初の票数は、すべての消費国のための最初の票数の合計が一五〇票をこえてはならないという要件に合致する最高の整数でなければならない。

(b) 附属書Bに掲げられていないいづれかの国が消費国としてこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又は第三条3の規定に従つて生産国から消費国へ種類を変更する旨を通告したときは、理事会は、その国のトン数を決定し、かつ、公表する。そのトン数は、この条の規定の適用上、附属書Bに掲げるトン数の一とみなし、理事会が定める日から適用する。

(c) 理事会は、その第一回会合において附属書Bを改定することができるものとし、また、改定した附属書Bを公表するものとする。この附属書は、この条の規定の適用上、公表後直ちに効力を生ずる。

(d) その後においては、理事会は、各暦年の第二四半期中に開催される会合において、これに先だつ三暦年における各消費国の平均年間消費量を検討し、かつ、この消費量の平均を基礎とする各消費国の改定されたトン数を公表する。このトン数は、この条の規定の適用上、附属書Bに掲げるトン数とみなし、翌年の七月一日から適用する。

15 いかなる参加国も、四五〇票をこえる票数を持てはならない。

16 一未満の数を伴う票は、あつてはならない。附属書A若しくはBに掲げる国がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、若しくはその批准、承認若しくは受諾の意思を通告しなかつたため、13、14、第五條、第十條、第十九條、第二十二條、第二十二條若しくは第二十二條四條の規定を適用したため、又は第三条の規定に基づいて参加国の種類の変更があつたため、消費国又は生産国の票数の合計が一、〇〇〇票に不足する場合には、残余の票は、場合に応じ、他の消費国又は生産国の間に配分する。この配分される票は、これらの消費国又は生産国がおのおののすでに有している票数から最初に配分された票数を差し引いたものにできる限り比例するものとし、かつ、その票には端数を伴う票があつてはならないものとする。

18 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、個別単純過半数によつて行なう。棄権は、賛成投票又は賛成投票のいすれともみなさない。投票の際、代表は、自己の票を分割してはならない。

D 職務及び任務

19 (a) 理事会は、自己が要請するときはいつでも、機密在庫の保有量及び運用に関する情報でこの協定に基づき自己の職務を遂行するため必要と認めるものを議長から受ける。

(b) 理事会は、

(i) 各会計年度の終了後、当該年度の理事会の活動の報告書を公表する。

(ii) 各四半期の終了後、当該四半期末における理事会の保有する地金のトン数を示す明細書を公表する。

もつとも、前記の明細書又は報告書は、理事会が別段の決定をしない限り、関係期間の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

20 理事会は、次のものと協議し及び協力するたにに適當な取極を行なうものとする。

(a) 國際連合及びその適當な機關、特に國際連合貿易開發會議並びに國際連合の專門機關

(b) 國際連合若しくはその專門機關の加盟國であるか又は第二次國際貿易協定の締結國であつた非參加國

21 理事会は、參加國に対し、この協定の満足な運営に必要なすべての情報を提供するよう要請することができる。また、第十九條の規定に従うことを条件として、參加國は、この要請された情報をできる限り詳細に提供する。

22 理事会は、各四半期に少なくとも一回、次の四半期のすすの予想される生産及び消費の見積りを行なう。

23 理事会は、この協定の運営及び実施のため必要な権限(第五條に定める運営勘定のため借入れを行なう権限を含む)を有し、かつ、この協定の運営及び実施のため必要な任務を遂行する。

24 理事会は、すす産業の短期的又は長期的問題に関する研究を行ない又は促進することができ

25 (a) 理事会は、その職務の遂行について理事会を補佐するため必要と認める委員会を置くことができる。

(b) 理事会は、自己の有する権限で個別単純過半数により行使することができるものを、いづれでも、三分の二の個別多数により、委員会に委任することができる。理事会は、三分の二の個別多数により、委員会の付託事項を決定し、かつ、その委員を任命する。理事会は、このような委任を単純過半数によりいつでも撤回することができる。

26 (a) 理事会は、自己の手続規則を制定する。

(b) 理事会の委員会は、理事会が別段の決定をしない限り、自己の手続規則を制定することができる。

27 E 特權及び免除

理事会は、各參加國において、この協定に基づくその職務の遂行のため必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

28 理事会は、各參加國において、その国の法律に反しない範囲内で、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な法律上の能力を与えられる。

29 理事会は、各參加國において、その国の法律に反しない範囲内で、理事会の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な課税の免除を受ける。

30 理事会が所在する国の政府は、理事会がその

職員であつて自国の国民でないものに支払つた報酬に対する課税を免除する。

第五條 會計

1 (a) この協定の運営及び実施のため二勘定を維持する。

(b) 議長、事務局長、管理官及び職員報酬を含む理事会の運営費及び事務所費は、一勘定(以下「運営勘定」という。)に記帳する。

(c) 緩衝在庫の取引若しくは操作の際に生ずるか又はそれに附せられるすべての費用(貯蔵、委託、保険及び電信電話施設に関するすべての費用を含む)は、この協定に基づき参加国が負担する緩衝在庫に対する供与分から支弁され、かつ、管理官が他の一勘定(以下「緩衝在庫勘定」という。)に記帳する。

2 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会合において次のことを行なう。

(a) その會計年度を決定すること。

(b) この協定の効力発生の日とその會計年度の末日との間の期間について運営勘定における分担金及び支出の予算を承認すること。

3 理事会は、前記の予算を基礎として、運営勘定のための各参加国の分担金をスターリング貨で査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に、自国の分担金の全額を理事会の事務局長に支払う義務を負う。各参加国は、その査定のあつた日に自国が理事会において有する一票について所要総額の二千分の一を支払うものとする。ただし、いずれの国の分担金も、一會計年度につき一〇〇スターリング・ポンドを下まわるものであつてはならない。

4 参加国がこの条、第七條及び第十條の規定に基づいて理事会に対して行なう支払並びに理事會が第十條、第十三條及び第二十三條の規定に基づいて参加国に対して行なう支払は、スターリング貨又は、参加国の選択に従い、ロンドンの外国為替市場でスターリング貨に自由に交換される通貨で行なうものとする。

5 理事会は、査定の通告の日付の日から六箇月以内に運営勘定のための分担金を支払わないすべての参加国から理事會の会合における投票権を奪うことができる。このような国が査定の通告の日付の日から十二箇月以内に分担金を支払わないときは、理事会は、この協定に基づく他のいずれの權利(第十三條の規定に基づく緩衝在庫の清算の際の参加権のうち未払分担金に相当する部分に係るものを含む)をも奪うことができる。ただし、理事会は、このような未払分担金を受領したときは、5の規定に基づいて奪われた權利をその国に対して回復させるものとする。

6 理事会は、各會計年度の終了後できる限りすみやかに、會計検査済みの運営勘定及び緩衝在庫勘定を公表する。もつとも、緩衝在庫勘定は、関係會計年度の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

7 理事会は、理事會又は理事會の委員会への代表の費用並びにその代理及び顧問の費用について責任を有しない。

第六條 最低価格及び最高価格

1 この協定の適用上、すず地金に対する最低価格及び最高価格が定められる。

2 最初の最低価格及び最高価格は、それぞれ、第二次協定の終了の日と同協定に基づいて実施されていた最低価格及び最高価格とする。

3 最低価格と最高価格との間の差は、三の価格帯に分ける。理事会は、いずれの会合において、各価格帯の限度を決定することができる。

4 (a) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回

会合において及びその後は隨時又は第十二條の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的を達成するために適當であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができる。

(b) 理事会は、前記のことを行なうに際して、すずの生産及び消費の現在の傾向、既存の生産力、将来の十分な生産力を維持するための時価の妥当性その他関係要素を考慮に入れなければならない。

5 理事会は、改定された最低価格又は最高価格(第十二條の規定に基づいて決定される暫定価格又は改定価格を含む)及び改定された価格帯をできる限りすみやかに公表する。

第七條 輸出統制

1 理事会は、生産国がこの条の規定に従つて輸出することができるすずの量を隨時決定する。

2 (a) 理事会は、第四條22の規定に基づいて行なう生産及び消費の見積りの検討に照らして、かつ、緩衝在庫に保有されるすず地金の量及び現金、他の在庫量、その入手可能性、その予想される傾向、すず取引、すず地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れて、統制期間を宣言することができるものとし、また、同一の決議により、その統制期間に対する総輸出許可量を定めるものとする。この総輸出許可量を定めるに際して、理事会は、すず地金の価格を最低価格と最高価格との間に維持するように需要に供給を適合させることを任務とする。理事会は、また、予測することのできない事情から生ずる供給と需要との間の不均衡を是正するために十分なすず地金及び現金を緩衝在庫に維持することを目標としなければならない。

(b) 統制期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、この協定の有効期間中輸出制限が初めて実施される場合又は輸出

制限が行なわれなかつた期間の後再び実施される場合には、二箇月以上五箇月以内の期間で三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を終期とするものを統制期間として宣言することができる。

(c) この協定に基づく各統制期間における輸出制限は、その期間についての理事會の明示の決定によるものとし、理事會がその期間を統制期間として宣言せず、かつ、その期間に対する総輸出許可量を定めない限り、実施しないものとする。

(d) 理事会は、少なくとも一〇、〇〇〇トンのすず地金が前記の期間の初めに緩衝在庫に保有される可能性があると認めない限り、統制期間を宣言してはならない。ただし、(i) 輸出制限が行なわれなかつた期間の後初めて統制期間が宣言されるときは、2の規定の適用上、数量は、五、〇〇〇トンとし、かつ、

(ii) 理事会は、三分の二の個別多数により、いかなる期間についても、場合に応じ、所要の一〇、〇〇〇トン又は五、〇〇〇トンの量を削減することができる。

(e) 効力を生じた総輸出許可量は、緩衝在庫の保有量が(d)の規定に基づく所要のすず地金の最低量又はその規定に基づいてその最低量に代わる他の量を下まわつたという事実のみによつては、関係統制期間中効力を失ふことはない。

(f) 理事会は、第十一條6及び第十二條3の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止にかかわらず、統制期間を宣言し、かつ、総輸出許可量を定めることができる。

(g) 理事会は、(a)の規定に基づいてすでに定められた総輸出許可量を改定することができる。ただし、この量は、関係統制期間中は、削減することができない。

(h) 理事会は、2の規定に基づいて統制期間を

宣言し、かつ、その統制期間について輸出許可量を定めた場合には、同時に、自国の領域内の鉱山で生産している消費国に対して、その生産の結果行なわれる輸出に關し、理事会と当該国との間の合意により適当と認められる輸出制限を当該統制期間について行なうことを要請することができる。

3 2の規定にかかわらず、輸出許可量が第二次国際協定に基づいて同協定の最後の四半期について定められ、かつ、同協定の終了の際になお効力を有するときは、

(a) この協定の効力発生の日から始まる統制期間は、この協定に基づいて統制期間として宣言されたものとみなし、

(b) (a)の統制期間に対する輸出許可量は、この条の規定に従つて理事会により改定されない限り、第二次協定の最後の四半期について同協定に基づいて定められた輸出許可量に比例して定めるものとする。

ただし、この協定の効力発生の日に一〇、〇〇トンを下まわらず地金が緩衝在庫に保有されているときは、理事会は、その第一回合会において情勢を検討するものとし、輸出制限を継続する決定に達しなかつたときは、(a)の期間は、統制期間でなくなるものとする。

4 いずれかの統制期間に対する輸出許可量は、附屬書Aに掲げる各国の百分率又はこの協定に従つて公表されることがある改定百分率表に掲げる各国の百分率に比例して生産国の間に配分し、いずれかの統制期間についていずれかの国に關してこのように算出された百分率の量は、その統制期間に対するその国の輸出許可量とする。

5 この協定の効力発生後いずれかの国が生産国としてこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又は第三条3の規定に従つて消費国から生産国へ種類を変更

する旨を通告したときは、理事会は、その国の百分率を決定した後、すべての他の参加生産国の百分率をそれらの国の現行の百分率に比例して再決定する。

6 (a) 理事会は、生産国の百分率を検討し、附屬書Gに掲げる規則に従つてこれを再決定する。ただし、生産国の百分率は、理事会の第一回合会で行なわれる最初の再決定の場合を除くほか、十二箇月の期間中は、その期間の当初における百分率の十分の一をこえて削減してはならない。

(b) 理事会は、附屬書Gに掲げる規則に従つて措置を執るにあたり、いずれかの生産国が例外として陳述する事情に妥協を考慮を払うものとし、三分の二の個別多数により附屬書Gの規則の全部又は一部の適用を停止することができる。

(c) 理事会は、随時、三分の二の個別多数により附屬書Gを改正することができる。この改正は、同附屬書に合体されるものとみなして適用する。

(d) 6に掲げる手続によつて算出された百分率は、公表するものとし、かつ、附屬書Aに掲げる百分率に代わるものとして、理事会の決定の日に続く四半期の最初の日から適用する。

7 (a) 4の規定にかかわらず、理事会は、生産国の同意を得て、輸出許可量に対するその国の持分を削減し、かつ、その削減量を、他の生産国の間にこれらの生産国の百分率に比例して、又は事情により必要であるときは他の方法により、再配分することができる。

(b) (a)の規定に従つていずれかの統制期間についていずれかの生産国に關して決定された百分率の量は、この条の規定の適用上、その統制期間に対するその国の輸出許可量とみなす。

8 (a) 生産国でいずれかの統制期間に対する自国の輸出許可量に従つて輸出する権利を有する

量のすそをその統制期間中に輸出することができないと認めるものは、できる限りすみやかに、いかなる場合においても前記の輸出許可量が効力を生じた日の後一箇月以内に、理事会に對し、その旨を宣言しなければならぬ。

(b) 理事会は、前記の宣言を受けたとき、又はいずれかの生産国がその輸出許可量に従つて輸出する権利を有する量のすそをいずれかの統制期間中に輸出することができないと認めるときは、所定の輸出許可量が実際に輸出されるため必要と認める量だけその統制期間に対する輸出許可量を増加することができる。

9 (a) 各統制期間における各生産国からのすそ純輸出量は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、その統制期間に対するその国の輸出許可量を限度とする。

(b) (a)の規定にかかわらず、いずれかの統制期間におけるいずれかの生産国からのすそ純輸出量が、その統制期間に対するその国の輸出許可量を五パーセントをこえて超過するときは、理事会は、この純輸出量がその国の輸出許可量を超過した量をこえない追加の供与を緩衝在庫に對して行なうことをその国に要求することができる。この供与は、すそ地金若しくは現金で又は理事会が定める割合のすそ地金及び現金で、かつ、理事会が定める期日前行なうものとする。現金で行なわれる供与の部分は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格で算出する。すそ地金で行なわれる供与の部分は、その供与が行なわれる統制期間に對するその国の輸出許可量に含めるものとし、これに對する追加分としない。

(c) (a)の規定にかかわらず、いずれかの連続する四統制期間（適当なときは(b)に定める統制期間を含む）におけるいずれかの生産国から

のすそ純輸出量の合計が、これらの期間に對するその国の輸出許可量の合計を一パーセントをこえて超過するときは、その後の四統制期間のそれぞれに對するその国の輸出許可量は、超過して輸出したトン数の合計の四分の一又は理事会が決定するときはそれより大きい割合（ただし、その合計の二分の一をこえないものとする）の削減を受けることがある。この削減は、理事会が削減の決定を行なつた統制期間に続く次の統制期間から適用する。

(d) いずれかの国からのすそ純輸出量の合計が連続する四統制期間を通じて(c)に掲げるその国の輸出許可量をこえた後、さらに、次の連続する四統制期間(c)の規定の適用を受ける統制期間を含まない(c)におけるその生産国からのすそ純輸出量の合計がこれらの四統制期間に對する輸出許可量の合計をこえるときは、理事会は、(c)の規定に従つてその国の輸出許可量を制限するほか、緩衝在庫の清算の際のその国の参加権の一部（最初は二分の一をこえないものとする）を奪うことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件に基づき、このようにして奪われた参加権をいつでもその国に對して回復させることができる。

(e) 自国の輸出許可量をこえる量及びこの条の他の規定により許される量をこえる量のすそを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、このような自国のこの協定に對する違反を是正するため効果的な措置を執らなければならない。理事会は、9の規定に基づいて執る手段を決定するにあたり、その生産国が前記の措置を執らなかつたこと又はその措置を執ることが遅れたことを考慮に入れなければならない。

10 (a) いずれかの生産国の百分率の決定若しくは変更又はいずれかの生産国の脱退によつて百分率の合計が百でなくなるときは、他の各生産国

の百分率は、その合計が百になるように比例的に調整されるものとする。

(b) この場合には、理事会は、できる限りすみやかに改定百分率表を公表する。この表は、輸出統制に關しては、百分率を改定する決定が行なわれた統制期間の次の統制期間の最初の日から適用する。

11 各生産国は、自国の輸出量がいずれの統制期間に對する自国の輸出許可量にもできる限り一致するように、この条の規定を遵守し、かつ、実施するため必要な措置を執らなければならない。

12 この条の規定の適用上、理事会は、いずれかの生産国からのすすの輸出量にその国の鉱業生産から生ずるいかなる物質に含有されているすす分をも含めることを決定することができる。

13 すすは、附屬書Cに掲げる国については、同附屬書にその国の国名に對して掲げる手続が完了したときは、輸出されたものとみなす。ただし、

(a) 理事会は、隨時、その国の同意を得て附屬書Cを改正することができる。この改正は、同附屬書に合体されるものとみなして適用する。

(b) 理事会は、すすがいずれかの生産国から附屬書Cに定める方法以外の方法で輸出されたときは、この協定の適用上そのすすが輸出されたものとみなすべきかどうかを決定し、輸出されたものとみなすときは、その輸出が行なわれたものとみなす時を決定する。

14 9 (b)、(c)及び(d)の規定の適用上、第二次協定第七條2の規定に基づいて總輸出許可量が定められている統制期間及び第二次協定第七條の規定に基づいて行なわれた制裁は、この協定の効力発生の日からは、この条の規定に基づいて定められ、又は行なわれたものとみなす。

第八條 特別輸出
統制期間を宣言した後いつでも、理事会は、

附屬書Dに掲げる条件が履行されると認めるときは、三分の二の個別多数により、第七條4にいう輸出許可量のほか、特定の量のすすの輸出(以下「特別輸出」といふ)を許可することができる。

2 理事会は、三分の二の個別多数により、特別輸出に對し必要と認める条件を附することができ、

3 特別輸出は、第十四條の規定及び理事会が2の規定に基づいて附する条件が履行される場合には、第七條7、8及び9の規定が適用されているときも、考慮に入れない。

4 理事会は、三分の二の個別多数により、附屬書Dに掲げる条件をいつでも改正することができる。もつとも、この改正は、すでに与えられた許可及び2の規定に基づいてすでに附された条件に從つていづれかの国が行なつたことを害するものではない。

第九條 特別寄託
1 生産国は、理事会の同意を得て、管理官に對し、すす地金の特別寄託をいつでも行なうことができる。特別寄託は、緩衝在庫の一部として取り扱われず、かつ、管理官は、これを自由に処分してはならない。

2 自国内のすす地金の特別寄託を行なう意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、理事会が輸出される地金又は精鉱が特別寄託の対象であるすす地金となることを確認するために要求する証拠を提供することを条件として、第七條4の規定に基づいてその国に割り当てられた輸出許可量のほかに、その地金又は精鉱を輸出することを許可されるものとする。第七條7、8及び9の規定は、その生産国が第十四條の要件に從うことを条件として、その輸出には適用しない。

3 管理官は、特別寄託を理事会が決定する場合においてのみ受領することができる。

4 議長は、前記のすべての特別寄託の受領を参

加国に通告する。

5 すす地金の特別寄託を行なつた生産国は、いづれかの統制期間においてその輸出許可量の全部又は一部に充てるため、その特別寄託の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合には、特別寄託から返還を受けた量は、第七條の規定の適用上、その返還が行なわれた統制期間中に輸出されたものとみなす。

6 統制期間として宣言されなかつた四半期においては、特別寄託は、第十四條4の規定に從うことのみを条件として、その寄託を行なつた国が自由に処分することができる。

7 特別寄託に關連して直接生ずるすべての経費は、その寄託を行なう国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費をも負担しないものとする。

第十條 緩衝在庫の設置
1 この条の規定に從つて緩衝在庫を設置し、かつ、維持する。生産国は、これに對して2の規定に從つて供与を行なう。参加国は、7の規定に從つて自発的供与を行なうことができる。

2 (a) 生産国は、合計二〇、〇〇〇トンのすす地金に相當する額の供与を行なう。この供与の額の半分については、この協定の効力発生の日に供与の義務が生じ、その供与は、(b)の規定に從うことを条件として、この協定に基づく理事会の第一回会合の日に供与されるものとする。供与の額の他の半分については、理事会は、供与を行なうべき一又は二以上の期日及び各回の供与の額を隨時決定することができる。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて行なわれる供与のうち現金による部分及びすす地金による部分を決定する。生産国は、理事会の決定の日に現金による供与を行ない、かつ、理事会の決定の日の後三箇月以内にすす地金による供与を行なうものとする。

3 2の規定に從つて行なうこととなつてゐる供与は、当該供与国の同意を得て、第二次協定に基づき緩衝在庫からの移転により、行なうことができる。

4 (a) 2にいう供与は、附屬書Aに掲げる百分率に從つて、生産国の間に割り当てられるものとする。第七條6及び附屬書Gの規定に從つて理事会の第一回会合で検討され、かつ、再決定された百分率によつて供与の再割当てが行なわれるものとする。

(b) 理事会は、前記の再割当ての結果理事会に払い込まれるべき額を集めたときは、直ちに、その再割当ての結果支払を受けるべき国に對し、それぞれ適當な支払を行なうものとする。

5 (a) いずれかの生産国がこの協定の効力発生後この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又はいづれかの消費国が第三條の規定に從つて生産国へ種類を変更する旨を通告したときは、その国の供与は、附屬書Aの百分率を参照して、理事会が決定する。

(b) (a)の規定に基づいて決定される供与は、文書の寄託の日又は第三條4の規定に基づいて理事会が決定する日に行なうものとする。

(c) 理事会は、合計が(a)の規定に基づいて受領した供与分をこえない限度の返還を他の生産国に對して行なうことを決定することができる。また、その返還の全部又は一部をすす地金で行なうことを決定するときは、必要と認める条件をその返還に附することができる。

6 (a) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫が保有するすすの倉庫証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。ただし、その借入れの最高額及び条件は、消費国の投票の過半数及び生産国の投票の全部により承認されなければならず、また、いづれの消費国も、この借入れによりなんらの義

(f) 理事会は、前記の検討において(a)又は(b)の規定に基づく制限又は停止を確認することができ、また、議長が(c)の規定に基づいて制限

又は停止を撤回したときは、その制限又は停止を復活させることができる。理事會がなんらの決定も行なわれないときは、緩衝在庫の操作は、場合に応じて制限されることなく再開し又は継続するものとする。

(5) 緩衝在庫の操作の制限又は停止は、六週間をこえない間隔を置いて理事會が検討するものとする。その場合において理事會が制限又は停止の継続を支持するなんらの決定も行なわれないときは、緩衝在庫の操作は、再開するものとする。

7 この条の規定にかかわらず、理事會は、管理官の資金が操作の際に要する費用を支弁するために不十分であるときは、管理官に対し、その費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却する権限を与えることができる。

第十二条 緩衝在庫及び通貨の再評価
1 議長又はいずれかの参加国が、通貨の相対的価値が変動したため最低価格及び最高価格の再検討が必要であると認めるときは、この再検討を行なうため、議長は、理事會の會合を直ちに招集することができる。また、その参加国は、議長に対して理事會の會合を直ちに招集することを要請することができる。この會合は、七日より短い予告をもつて招集することができる。

2 1に定める場合において、議長は、管理官によるすずの売買がこの協定の目的を害するおそれがある程度にまで達することを防止するため必要であると認めるときは、1にいう理事會の會合が行なわれるまでの間、緩衝在庫の操作を暫定的に制限し又は停止することができる。

3 理事會は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限若しくは停止を行ない、又はその制限若しくは停止を確認することができる。理事會がなんらの決定も行なわれない場合において、緩衝在庫の操作が暫定的に制限され又は停止されているときは、その操作は、再開されるものとする。

4 理事會は、この条の規定に基づく緩衝在庫の

操作の制限若しくは停止又はこの制限若しくは停止の確認を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討しなければならず、また、この暫定的な最低価格及び最高価格を決定することができる。

5 理事會は、暫定的な最低価格及び最高価格が決定された日から九十日以内にそれらを再検討しなければならず、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。

6 理事會は、4の規定に従つて暫定的な最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、その後の會合において、最低価格及び最高価格をいかなる価格にすべきかを決定することができる。

7 緩衝在庫の操作は、4、5又は6の規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として再開するものとする。

第十三条 緩衝在庫の清算

1 理事會は、第七条の規定に従つていずれかの統制期間に対する総輸出許可量を定めるに際し、必要があるときは、緩衝在庫の保有すず地金の量をこの協定の終了の日までに削減することと望ましいことについて考慮を払ふなければならず、また、この総輸出許可量を、理事會がこの考慮を払ふなかつた場合に当該統制期間に対する総輸出許可量として定めたであらう量よりも少ない量で理事會が決定するものに定めることができる。

2 管理官は、理事會の指示の範囲内において、理事會が1の規定に従つて総輸出許可量から削減した量のすず地金を緩衝在庫から最低価格以上の現行の市場価格で売却することができる。

3 第十一条の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の日に終了する。管理官は、その後は、新たにすず地金を購入してはならず、また、5及び7の規定により又は4の規定に基づき理事會により権限が与えられた場合にのみ、すず地金を売却することができる。

4 管理官は、理事會が5、6、7及び8に掲げる措置に代えて随時他の措置を定めない限り、緩衝在庫の清算に関して、5、6、7及び8に掲げる手段を執らなければならない。

5 管理官は、この協定の終了の後でできる限りすみやかに、この条の規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、この費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から控除しておくものとする。緩衝在庫勘定の残高が前記の費用を支弁するために不十分である場合には、管理官は、追加の必要額を調達するために十分な量のすず地金を売却するものとする。

6 (a) この協定の規定を条件とし、かつ、それに従つて、緩衝在庫の各供与国の持分は、その国に返還する。

(b) 管理官は、各供与国の持分を確定するため、次の手続を執るものとする。

(i) 緩衝在庫に対する各供与国の供与(第十条7(a)の規定に基づいて返還された自発的供与を除く)を評価し、このため、供与国が地金で行なつた供与の価値は、この協定の効力発生の日に実施されていた最低価格で算出し、かつ、その国が現金で行なつたすべての供与の総額に加える。

(ii) この協定の終了の日における管理官のすべての保有すず地金は、その日におけるロンドン金物取引所の現物すずの決済価格で評価し、かつ、その価格は、5の規定により要求される金額の控除を行なつた後、その日に管理官が保有する現金の総額に加える。

(iii) (b)(ii)の規定に基づいて得られた総額が緩衝在庫に対して供与国が行なつたすべての供与の総額((b)(i)の規定に従つて算出したもの)より多いときは、余剰分は、緩衝在庫に対する各供与国の供与の額に、この協定が終了する時までにその供与が管理官の

処分に任されていた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。

このため、地金による供与は、(b)(i)の規定に従つて評価し、各個別の供与(地金又は現金による)には、その供与が管理官の処分に任されていた期間の日数を乗じ、その供与が管理官の処分に任されていた期間の日数を計算するにあつては、管理官がその供与を受領した日及びこの協定が終了した日を算入しない。各供与国に割り当てられた余剰分の額は、その国の供与の総額((b)(i)の規定に従つて算出したもの)に加える。ただし、この余剰分の割当ての算出にあつては、制裁として奪われた供与は、その制裁期間中は、管理官の処分に任されていたものとはみなされない。

(iv) (b)(ii)の規定に基づいて得られた総額が緩衝在庫に対して供与国が行なつたすべての供与の総額((b)(i)の規定に従つて算出したもの)より少ないときは、不足分の額は、供与国の間にその供与の額((b)(i)の規定に従つて算出したもの)に比例して割り当てられる。このように各供与国に割り当てられた不足分の額は、その国の供与の総額((b)(i)の規定に従つて算出したもの)から差し引く。

(v) 前記の算出の結果は、各供与国につき緩衝在庫のその国の持分として取り扱う。管理官は、5の規定に従うことを条件として、各供与国に対し、自己が処分することができる現金及びすず地金に対するその国の持分(前記により算出したもの)を定めるものとする。ただし、いずれかの供与国が緩衝在庫の清算の結果への参加権の全部又は一部を第五条、第七条、第十条、第二十条又は第二十二條の規定によつて奪われた場合には、その国は、その奪われた限度においてその持分の返還を受けられず、その結果生ずる残余分は、他の供与国の間に、不足分の割当てにつ

- いて(b)に定める方法で割り当てる。
- (d) 6の規定に基づいて各供与国に割り当てられるはずの地金と現金との比率は、同一とする。
- 7 ついで、管理官は、各供与国に対し、6の手續の結果その国に割り当てられる現金を返済する。管理官は、
- (i) 各供与国に割り当てられるはずの地金を、できる限り等しい量で十二箇月に分割してその国に引き渡すか、又は
- (ii) 供与国が選択するときは、前記の分割して引き渡すはずの地金を売却し、その純売上金をその国に支払う。
- 8 はずの地金の全部が7の規定に従つて処分されたときは、管理官は、5の規定に基づいて控除しておいた金額の残額を、6の規定に従つて各国に割り当てられる割合で供与国の間に配分する。
- 第十四条 生産国の在庫量
- 1 (a) 附属書Cに掲げる意味の輸出が行なわれなかつたいずれの生産国内のはずの在庫量も、統制期間中のいかなる時においても、附属書Eにおいてその国について示す量の四分の一をこえてはならない。
- (b) 前記の在庫量は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間を輸送中のはずを含まない。
- (c) 理事会は、統制期間を含まない連続する四以上の四半期からなる期間の統制輸出量をもつて附属書Eに掲げる量に代えることができる。
- 2 理事会は、特定の国に対し特定の期間中1(a)に定める割合をこえることを許可することができるが、かつ、この許可を与えるときは、後日の処分その他に關する条件を附することができ、
- 3 第二次協定第十二条2の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の時に実施されている割合の増加及びこれに關連して附されている条件は、理事会がこの協定の効力発生の日の後

- 六箇月が満了する前に別段の決定をしない限り、この協定に基づいて承認され、又は附されたものとみなす。
- 4 第八条の規定に基づいて理事会が許可した特別輸出及び第九条の規定に基づいて行なつた特別寄託は、この条の規定に基づいて当該生産国内において統制期間中保有することを許可される在庫量から差し引く。
- 5 (a) 附属書Fに掲げる生産国のうちはずの鉱石が同附属書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避的に採掘され、かつ、そのために1に定める在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不当に制限する国においては、精鉱に含まれるはずの追加の在庫量は、それがもつたら当該他の鉱物とともに得られ、かつ、実際にその国に保持されているものであると、その国の政府が証明する限度まで、保有することができ、ただし、採掘された当該他の鉱物の総量に対する前記の追加の在庫量の割合は、いかなる場合にも、附属書Fに掲げる割合をこえてはならない。
- (b) 前記の追加の在庫量の処分は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫におけるすべてのはずの地金の清算が終了するまで開始してはならず、その後における処分の割合は、各四半期において全体の四十分の一又は二五〇トンのいずれが多い方をこえてはならない。
- 6 附属書E又はFに掲げる国は、理事会と協議して、前記の追加の在庫量の維持、保全及び管理を規制する規則を設けるものとする。
- 7 理事会は、関係生産国の同意を得て、附属書E及びFを改正することができる。
- 8 各生産国は、附属書Cの意味の輸出が行なわれなかつた自国内にあるはずの在庫量に關する報告書を、理事会が要求する間隔を置いて、理事会に提出するものとする。その報告書は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間を輸送中のはずを含まないものとする。その報告書は、

- 5の規定により保有する在庫量を別に示すものとする。
- 9 各生産国は、この協定の終了の少なくとも六箇月前に、特別寄託並びに1及び2に掲げる在庫量の全部又は一部(5の規定により処分に附して規制される追加の在庫量を除く)の処分に關する計画を理事会に通報し、並びにその処分を、はずの市場をできる限り混乱させることなく、かつ、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算に關する規定に抵触することなく行なう最良の方法について理事会と協議するものとする。
- 関係生産国は、理事会の勧告に対し妥当な考慮を払ふものとする。
- 第十五条 はずの不足の場合の措置
- 1 理事会は、はずの供給に重大な不足が生じたか又は生ずるおそれがあると認めるときはいつでも、自己が定める期間についてはずの総需要量及び輸入手可能量を見積もることができ、よりになるため、すべての必要な調査を行なうものとする。
- 2 理事会は、前記の見積りに照らして、かつ、緩衝在庫に保有されるはずの地金の量及び現金、他の在庫量、その入手可能性、その予想される傾向、はず取引、はずの地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れて、
- (a) 参加国に対し、同国が供給することができ、はずの量の急速な増大をできる限りすみやかに確保するような措置を講ずることを勧告し、かつ、要請することができる。
- (b) 参加国に対し、はずの供給可能量の公平な配分を消費国に確保するような取極を理事会と行なうことを要請することができる。
- 第十六条 公正な労働基準
- 参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不公正な競争状態の発生を避けるため、はず産業における公正な労働基準を確保するように努力することを宣言する。

- 第十七条 補充規定
- 1 参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払い、かつ、協力する。
- 2 参加国は、1の規定の一般的目的を害することなく、特に次の規定を遵守しなければならない。
- (a) 参加国は、自国の需要の全部を満たすために十分な量のはずを入手することができ、周囲は、特定の最終用途のためのはずの使用を禁止し又は制限してはならない。ただし、この禁止又は制限が関税及び貿易に關する一般協定に抵触しない場合は、この限りでない。
- (b) 参加国は、はずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移されることを促進するような条件を設定しなければならない。
- (c) 参加国は、鉱床を尚早な放棄から保護することによつてはずの天然資源の保存を奨励しなければならない。
- 第十八条 非商業的在庫の処分
- 1 非商業的在庫のはずの処分を希望する参加国は、処分計画についての十分な予告を理事会に對して行ない、かつ、これを公にしなければならない。
- 2 理事会は、いずれかの参加国が非商業的在庫のはずの処分計画について予告を行なつたときは直ちに、その国とその処分計画に關し協議を行なうものとする。
- 3 理事会は、その処分の進展状況を随時検討し、また、処分を行なう参加国に對し勧告を行なうことができる。
- 4 この処分は、通常の市場をできる限り混乱させないことにより、生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥當な考慮を払つて行なわれなければならない。また、その処分の結果が新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに生産国のはず産業の健全性及び成長に及ぼす影響についても、考慮が払われなければならない。処分の量及び期間は、生産国におけるはずの生産及びはず産業における雇用を不当に害

することなく、かつ、参加生産国の経済に困難をもたらさない程度のものでなければならぬ。

第十九条 国の安全に関する規定

1 この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

(a) 参加国に対し、発表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると認めるような情報の提供を要求すること。

(b) 次の場合に、参加国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるすべての行動を単独で又は他の国とともに執ることを妨げること。

(i) その行動が武器、弾薬その他の軍用品の取引又はいずれかの国の軍事機関に供給することを直接若しくは間接の目的として行なわれる他の貨物の取引に關係がある場合

(ii) その行動が戦争又は國際關係における他の緊急事態の際に執られる場合

(c) 政府間協定であつてそれに参加している参加国が一又は二以上の国の安全上の重大な要求を満たす目的をもつて軍事機関により又はその機関のために作成されたもの(又はこの目的をもつて国のために作成された他の協定)の締結又は実施を妨げること。

(d) 参加国が國際の平和及び安全の維持に關する國際連合憲章に基づく義務を履行するための行動を執ることを妨げること。

2 参加国は、すなわち1(b)(ii)及び(d)の規定に従つて執つたすべての行動をできる限りすみやかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告するものとする。

3 いずれの参加国も、この協定に基づく自国の経済上の利益が1の規定に基づいて他の参加国が執つた行動(戦時に執つた行動を除く)によつて重大な損害を受けたと認めるときは、理事会に苦情を申し立てることができる。

4 理事会は、前記の苦情の申立てを受けたとき

は、実情を調査し、かつ、全消費国が有する總票数の過半数及び全生産国が有する總票数の過半数により、その国の苦情が理由があるかどうかを決定し、理由があると決定したときは、苦情を申し立てた国に対し、この協定から脱退することを許可する。

第二十条 苦情及び紛争

1 いずれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の是正についてこの協定に別段の定めがないときは、苦情を申し立てた国の要請により、決定のため理事会に付託する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる参加国も、この協定に違反した旨の決議が採択されない限り、この協定に違反したと認定されることはない。この協定に違反した旨の認定には、その違反の性質及び程度を明示するものとする。

3 理事会は、いずれかの参加国がこの協定に違反したとこの協定に基づいて認定したときは、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その国がその違反を是正するか又はその他の方法でその義務を履行するまでの間、その国から投票権その他の權利を奪ふことができる。

4 この条の規定の適用上、「この協定に違反する」とは、理事会が附した条件に違反すること又は理事会がこの協定に従つて参加国に課した義務を履行しないことを含むものとする。

5 この協定の解釈又は適用に關する紛争は、参加国の要請により、決定のため理事会に付託する。

6 5の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合又はこの協定の解釈若しくは適用に關する紛争を含む苦情が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の参加国又は理事会における票数の三分の一以上の合計票数を有する参加国は、理事会に対し、理事会が十分な討議を行なつた後その決定を行なう前に紛争

問題に關して7に掲げる諮問協議会の意見を求めることを要求することができる。

7 (a) 諮問協議会は、理事会が全会一致の表決によつて別段の合意をしない限り、次の者で構成する。

(i) 生産国が指名する者二人。そのうちの一人は、当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 消費国が指名する者二人。これらの者は、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、この四人の意見が一致しないときは、理事会の議長が選定する議長一人

(b) 参加国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有するものとし、また、諮問協議会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動するものとする。

(c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なうものとする。

第二十一条 改正及び停止

1 (a) 理事会は、締約政府に対し、全生産国が有する總票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する總票数の三分の二以上の多数により、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告において、各締約政府が、自国のため又はこの協定に個別的に参加する国若しくは領域のため、勧告された改正を批准し、承認し又は受諾するかどうかをグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府(以下「連合王国政府」という。)に通告する期間を定めなければならない。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認

又は受諾の通告のために定めた期間を延長することができる。

2 改正は、1(a)の規定に基づいて定められた期間又は1(b)の規定に基づいて延長された期間内に、すべての参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なわれたときは、連合王国政府が最後の批准書、承認書又は受諾書を受領した時に直ちに効力を生ずる。

3 改正は、1(a)の規定に基づいて定められた期間又は1(b)の規定に基づいて延長された期間内に、生産国の全票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び全消費国の總票数の三分の二以上の票数を有する参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なわれないときは、効力を生じない。

4 改正について、1(a)の規定に基づいて定められた期間又は1(b)の規定に基づいて延長された期間が終了する時まで、生産国の全票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び全消費国の總票数の三分の二以上の票数を有する参加国により又はそれらの国のために批准、承認又は受諾が行なわれたときは、

(a) その改正は、生産国の全票数及び全消費国の總票数の三分の二以上の票数を構成するために必要な最後の批准書、承認書又は受諾書が連合王国政府により受領された日の後三箇月の期間が終了した時に、批准、承認若しくは受諾を行ない又は批准、承認若しくは受諾が自国のために行なわれた参加国について効力を生ずる。

(b) 理事会は、改正が効力を生じた後できる限りすみやかに、その改正が、(a)の規定に基づいて効力を生ずる日から、その批准、承認又は受諾を行なわなければならない消費国についてこの協定の適用を停止すべき性質のものであるかどうかを決定し、かつ、その旨をすべての参加国に通報する。理事会が改正を前記の性質のものであると決定したときは、その改正

の批准、承認又は受諾を行なわなかつた消費国は、この決定の後一箇月以内に、その改正をなお受け入れることができないかどうかを理事会に通報するものとし、受け入れることができない旨を通報した消費国については、この協定の適用は、自動的に停止される。ただし、理事会は、その消費国が憲法上の困難のためにその改正を(a)の規定に基づく効力発生の時までに批准し、承認し又は受諾することができなかつたと認めるときは、その困難が解決され、かつ、その消費国が自国の決定を理事会に通告するまでの間、停止を延期することができる。

(c) 理事会は、(b)の規定に基づいてこの協定の適用が停止された消費国に対し、理事会が公平と認める条件で適用を回復させることができる。

5 消費国は、自国の利益が改正によつて悪影響を受けると認めるときは、1(a)の規定に基づいて定められた期間若しくは1(b)の規定に基づいて延長された期間の終了前又は4(b)の規定に基づいて消費国に対する停止が決定されるまでの期間の終了前に、この協定からの脱退を連合王国政府に通告することができる。この脱退は、その国の裁量により、かつ、その国の通告に従つて、改正が効力を生ずる日又は前記の停止が決定される日に効力を生ずる。

6 この条の改正は、すべての参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なわれたときに限り、効力を生ずる。

7 この条の規定は、この協定に基づき附屬書を改定し又は拡大する権限に影響を及ぼすものではない。

第二十二條 脱退

1 この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除くほか、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果についてならぬ配分を受ける権利を有しないものと

し、また、第二十三条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を有しないものとする。

(a) 第十九条4若しくは第二十一条5の規定に従つて脱退する場合又は

(b) この協定の効力発生の後一年を経過した後連合王国政府に少なくとも十二箇月の予告を行なつて脱退する場合

2 第二十一条4(b)の規定に従つてこの協定の適用を停止されている消費国は、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果について配分を受ける権利又は第二十三条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を失わないものとする。

第二十三条 有効期間、終了及び更新

1 (a) この協定の有効期間は、この条又は第二十条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年とする。

(b) 理事会は、全生産国が有する総票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する総票数の三分の二以上の多数により、この協定の有効期間を合計十二箇月をこえない期間延長することができる。

2 締約政府は、いつでも、理事会の次の回会合においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を通告することができる。理事会は、全生産国が有する総票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する総票数の三分の二以上の多数により前記の提案を採択したときは、この協定を終了させることを締約政府に勧告する。この協定は、全生産国の総票数の三分の二以上の票数を有する国及び全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する国がこの勧告を受諾する旨を理事会に通告したときは、理事会が決定する日(ただし、理事会が前記の諸国からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日とする。)に終了する。

3 理事会は、この協定の終了の時に於けるす

の予想される需給関係を随時検討するものとすし、また、この協定を更新することが必要かつ適当であるかどうか及びその更新が必要かつ適当である場合にはいかなる形式で更新するかについて、この協定の効力発生の後四年以内に締約政府に勧告する。

4 この協定が終了した場合には、

(a) 緩衝在庫は、第十三条の規定に従つて清算する。

(b) 理事会が負担したすべての債務(緩衝在庫の債務を除く)が弁済された後、残余の財産は、4に定める方法で処分する。

(c) 理事会が存続するか又は理事会を承継する機関が設けられたときは、理事会は、記録、統計資料その他理事会が定める文書をその承継機関に引き渡すものとし、また、三分の二の個別多数により、残余の財産の全部又は一部を同機関に引き渡すことができる。

(d) 理事会が存続せず、かつ、承継機関が設けられないときは、

(i) 理事会は、記録、統計資料その他の文書を、国際連合事務総長又は同事務総長が指名する国際機関若しくはその指名がないときは理事会が決定する国際機関に引き渡す。

(ii) 理事会の残余の非金銭的財産は、理事会が指示する方法で、売却するか又はその他の手段で現金に換える。

(iii) 前記の現金化による売上金及び残余の金銭的財産は、各参加国が第五条の規定に基づいて設けられる運営勘定に提供した分担金の合計に比例して各参加国が受け取るような方法で配分する。

5 理事会は、4の規定の実施のため、緩衝在庫及び第十四条の規定により生産国において保有されている在庫の清算の監督のため並びにこの協定に基づいて理事会により附されたか又は第二次協定に基づいて附された条件の正当な履行

の監督のために必要な期間中存続し、かつ、この協定によつて理事会に付与された権限及び任務のうちこれらの目的のため必要なものを保持する。

第二十四條 署名、批准、承認、受諾及び効力発生

1 この協定は、第二次国際協定参加国及び千九百六十五年に開催された国際連合す会議の会期に代表を派遣した独立国の政府の署名のため、千九百六十五年六月一日から同年十二月三十一日までの間ロンドンで開放しておく。

2 この協定は、各署名政府のため、その憲法上の手続に従つて批准、承認又は受諾が行なわれるものとする。批准書、承認書又は受諾書は、連合王国政府に寄託するものとする。

3 (a) この協定は、批准書、承認書又は受諾書が、附屬書Bに掲げる消費国の少なくとも九箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも四〇〇票を有していなければならない)を代表する政府及び附屬書Aに掲げる生産国の少なくとも六箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも九五〇票を有していなければならない)を代表する政府のために寄託されたときは、千九百六十六年六月三十日の後において直ちに、これらの政府について確定的に効力を生ずる。

(b) この協定は、この協定が確定的に効力を生じた後批准書、承認書又は受諾書を寄託した各署名政府については、それらの文書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

4 (a) この協定は、その確定的な効力発生のため3(a)に定める条件が満たされなかつたときは、批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し、又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた政府については、第二次協定の終了の日の翌日に暫定的に効力を生ずる。ただし、批准書、承認書、受諾書又は通告書

昭和四十一年四月十四日 衆議院會議録第四十号

第三次國際不協定の締結について承認を求めるの件

九五〇

(i) 千九百六十六年六月三十日まで、又は第二次協定の有効期間が延長されるときは同協定の終了の日までに、

(ii) 附屬書Bに掲げる消費国の少なくとも九箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも四〇〇票を有していなければならない)を代表する政府及び附屬書Aに掲げる生産国の少なくとも六箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも九五〇票を有していなければならない)を代表する政府のために、連合王国政府に寄託されていることを条件とする。

(b) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し、又はその批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた各署名政府については、批准書、承認書、受諾書又は通告書の寄託の日、暫定的に効力を生ずる。

5 この協定は、これが4の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合において、批准書、承認書又は受諾書が3(a)に定める要件を満たす国を代表する政府のために寄託されたときは、直ちにこれらの政府について暫定的に効力を生ずる。

6 この協定が、4の規定に基づいて暫定的に効力を生じたが、第二次協定の終了の後六箇月以内に5の規定に基づいて暫定的に効力を生じなかつたときは、議長は、できる限りすみやかに理事会の会合を招集する。理事会は、その定める日にこの協定を終了させること又はこの協定を終了させるべきかどうかの問題をその適当と認める日に検討することを決定することができる。ただし、この協定は、暫定的に効力を生じない限り、暫定的な効力発生の後一年以内に終了させなければならない。

7 この協定が3(a)又は5の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合において、その批准、承認又は受諾の意思の通告を行なつた政府が暫定的な効力発生の日から九十日の期間内に批准書、承認書又は受諾書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を取りやめるものとする。ただし、理事会は、その政府が要請するときは、前記の期間を延長することができる。また、その政府は、前記の期間又はその延長された期間の満了前に連合王国政府に対し少なくとも三十日の予告を行なうことにより、この協定への参加を取りやめることができる。

8 連合王国政府は、この協定に基づく理事会の第一回会合をロンドンに招集する。この会合は、この協定の効力発生の後八日以内に開始するものとする。

第二十五条 加入

1 (a) 千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣した政府又は第二次國際不協定の参加国は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。

(b) 千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣しなかつた政府で國際連合又はその専門機関の加盟国であるものは、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、この協定に加入することができる。

2 締約政府は、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、第三条の規定に基づく個別的参加の権利を有する国又は領域で、その個別的参加が締約政府の批准書、承認書、受諾書、通告書又は加入書において宣言されていなかつたものについて個別的参加を宣言することができる。その結果、この協定の規定は、前記の国又は領域に適用する。

3 (a) 投票権及び財政上の義務に関して理事会が定める条件は、加入し又は参加しようとする国とすでに参加している国との間において公平なものでなければならない。

(b) 生産国がこの協定に加入するにあつては、理事会は、附屬書Eにおいてその生産国について表示されるべき量をその国の同意を得て定めるものとし、また、他の鉱物の採掘の際に不可避免的に得られることを条件として許される追加の在庫量で、附屬書Fに表示されるべきものを定めることができる。これらの定められた量は、それぞれの附屬書に合致されるものとみなして適用する。

4 加入は、加入書を連合王国政府に寄託することにより行なうものとし、同政府は、その加入をすべての關係政府及び理事会に通告するものとする。

5 2の規定に基づいて他の国又は領域について個別的参加を宣言する締約政府は、連合王国政府に通告することにより、この宣言を行なうものとし、同政府は、その個別的参加をすべての關係政府及び理事会に通告するものとする。

6 第三条又は2の規定に基づいていずれかの締約政府により個別的参加が宣言された国又は領域は、獨立国となるときは、締約政府とみなし、この協定の規定は、その国の政府について、同政府が当初からこの協定に参加していた締約政府とみなして適用する。

第二十六条 寄託国による通告

連合王国政府は、千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣した政府、第二次國際不協定の締約政府、第二十五条の規定に従いこの協定に加入した政府、理事会事務局長及び國際連合事務局長に対し、次のことを通告する。

(a) 第二十四条の規定に基づく署名、批准、承認及び受諾並びに批准し、承認し又は受諾する意思の通告

(b) 第二十四条の規定に基づくこの協定の暫定的な効力発生及び暫定的な効力発生

(c) 第二十五条の規定に基づく加入及び個別的参加の通告

(d) 第二十一条の規定に基づく改正の批准、承認

又は受諾の通告及びその改正の効力発生の日、脱退及び参加の取りやめの通告

第二十七条 この協定の認証書

連合王国政府は、この協定の効力発生後できる限りすみやかに、國際連合憲章第二百二条の規定による登録のためこの協定の認証書を國際連合事務局長に送付するものとする。

第二十八条 この協定の正文

英語、フランス語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文であり、その原本は、連合王国政府に寄託しておく。同政府は、その認証書を各署名政府及び各加入政府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

オーストラリア連邦政府のために

オーストリア共和国政府のために

ベルギー王国政府のために

ボリヴィア共和国政府のために

ブラジル合衆国政府のために

ブルガリア人民共和国政府のために

カメルーン連邦共和国政府のために

カナダ政府のために

コロンビア共和国政府のために

コンゴ民主共和国政府のために

キニエバ共和国政府のために
チエツコスロヴァキア社会主義共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

エクアドル共和国政府のために

フィンランド共和国政府のために

フランス共和国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

ガーナ共和国政府のために

ハンガリー人民共和国政府のために

インド共和国政府のために

インドネシア共和国政府のために

イラク共和国政府のために

イスラエル政府のために

イタリア共和国政府のために

日本国政府のために

大韓民国政府のために

クウェイト国政府のために

レバノン共和国政府のために

リベリア共和国政府のために

マレーシア政府のために

メキシコ合衆国政府のために

オランダ王国政府のために

ナイジェリア連邦共和国政府のために

ノールウェー王国政府のために

パナマ共和国政府のために

フィリピン共和国政府のために

ポーランド人民共和国政府のために

ポルトガル共和国政府のために

ルワンダ共和国政府のために

スペイン政府のために

スウェーデン王国政府のために

スイス連邦政府のために

タイ王国政府のために

トルコ共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

附属書 A
生産国の百分率及び票数

国名	百分率	最初の票数	追加の票数	計
ボリヴィア	一八・一八	五	一七五	一八〇
コンゴ民主共和国	四・八八	五	四七	五二
インドネシア	一二・二八	五	一一九	一二四
マレーシア	四五・〇八	五	四三五	四四〇
ナイジェリア連邦共和国	六・五五	五	六三	六八
ルワンダ	一・〇二	五	一〇	一五
タイ	一二・〇一	五	一一六	一二一
計	一〇〇・〇〇	三五	九六五	一、〇〇〇

附属書 B
消費国のトン数及び票数

国名	トン数	最初の票数	追加の票数	計
オーストラリア	四、五七二	五	二八	三三
ベルギー・ルクセンブルグ	三、三一五	五	二〇	二五
カナダ	四、八五〇	五	二九	三四
デンマーク	五五八	五	三	八
フランス	一一、二〇八	五	六八	七三
ドイツ連邦共和国	一一、七二六	五	七一	七六
インド	四、五八一	五	二八	三三
イスラエル	一〇三	五	一	六
イタリア	五、七一一	五	三五	四〇
日本国	一五、六八八	五	九五	一〇〇
大韓民国	二六一	五	二	七
レバノン	一五	五	〇	五
リベリア	一〇	五	〇	五
メキシコ	一、二〇〇	五	七	一二
オランダ	三、六〇二	五	二二	二七
パナマ	一〇	五	〇	五
スペイン	一、四〇七	五	九	一四
トルコ	七五〇	五	五	一〇

連合王国	二〇、四〇八	五	一二四	一二九
アメリカ合衆国	五五、九三七	五	三三九	三四四
ユーゴスラヴィア	一、五三三	九	一四	
計	一四七、四五一	一〇五	八九五	一、〇〇〇

附屬書C

第一部 輸出統制のため輸出されたものとみなす場合

ボリヴィア	すすは、輸出税の支払のためのボリヴィアの税関当局の検査を通過した時に輸出されたものとみなす。
コンゴ民主共和国	すすは、コンゴ民主共和国運輸国内委員会に加盟している運輸業者がそのすすの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたものとみなす。
インドネシア	前記の書類がなんらかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつたときは、この積み出されたすすのトン数は、この協定の適用上、コンゴ民主共和国の税関が輸出書類を交付した時に輸出されたものとみなす。
マレーシア	すすは、関税地域内で採掘されたときは税関を通過した時に、又は自由貿易地域内で採掘されたときは船荷証券に記載された輸送船に積み込まれた時に、輸出されたものとみなす。
ナイジェリア	すすは、輸出税の支払のためにマレーシアの税関当局が精鉱を計量した時に、又は精鉱が輸出税の支払前に製錬されていたときは同当局が地金を計量した時に、マレーシアから輸出されたものとみなす。
連邦共和国	すすは、ナイジェリア鉄道会社が精鉱を輸出のために引き渡されたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたものとみなす。ただし、ナイジェリア鉄道会社に輸出のために委託されなかつた精鉱は、鉱業税の支払のため通関した時に輸出されたものとみなす。
ルワンダ	すすは、税関当局がルワンダ国立銀行により発行された輸出許可証の提示を求めた上そのすすを検査した時に輸出されたものとみなす。
タイ	すすは、輸出のためタイ政府の税関当局によつて計量され、かつ、同税関当局を通過した時に輸出されたものとみなす。

第二部 生産国への輸入

第七条の規定に基づくすすの純輸出量の決定にあたり、統制期間における輸出量から削減することのできる輸入量は、その統制期間の宣言に先だつ四半期中に当該生産国に輸入された量とする。ただし、製錬のため輸入されかつ輸出されたすすは、考慮に入れない。

附屬書D

特別輸出の条件

第八条にいう条件とは、特別輸出が政府貯蔵量の一部となるためのものであり、かつ、この協定の有効期間中商業上又は工業上の目的に使用される可能性がないものであることをいう。

附屬書E
第十四条の規定に基づく生産国の在庫量

国	名	ト	ン	数
ボリヴィア				二四、一九九
コンゴ民主共和国				六四九二
インドネシア				一六、三四五
マレーシア				六〇、〇〇四
ナイジェリア連邦共和国				八、七二一
ルワンダ				一、三六〇
タイ				一五、九九五

附屬書F
不可避的に得られた追加の在庫量

国	名	他	の	鉱	物	採掘された他の鉱物の一トンにつき在庫を許される精鉱に含まれるすすのトン数
コンゴ民主共和国		タンタロー	コロンバイト			一・五
ナイジェリア連邦共和国		コロンバイト				一・五
ルワンダ		タンタロー	コロンバイト			一・五

附屬書G

生産国の百分率に關する再決定のための規則
規則一 生産国の百分率に關する最初の再決定は、この協定に基づく理事会の第一回会合において行なうものとする。この再決定は、各生産国のすすの生産量が判明しており、かつ、統制期間が実施されなかつた最近の四の四半期を基礎として、行なうものとする。

規則二 百分率に關してその後に行なう再決定は、最初の再決定の後一年ごとの間隔を置くものとする。ただし、規則一に掲げる四の四半期の後のいかなる期間も統制期間であると宣言されていないことを条件とする。

規則三 百分率に關するその後の再決定は、いずれかの期間が統制期間であると宣言されたときは、統制

期間であると宣言されないその後の連続する四の四半期が終了するまで行なわれないものとする。前記の再決定は、前記の連続する四の四半期における各生産国のすすの生産量が得られたときは、直ちに行なうものとし、その後の再決定は、いかなる期間も統制期間であると宣言されない限り、一年の間隔を置いて行なうものとする。その後、いずれかの期間が統制期間であると宣言されたときは、同様の手続を執るものとする。

規則四 規則二及び規則三の規定の適用上、再決定が前再決定が行なわれた次の翌年の同一四半期中に行なわれたときは、その再決定は、一年の間隔を置いて行なわれたものとみなす。

規則五 規則一の規定に基づき最初の再決定を行なうにあつては、生産国に關する新たな百分率は、規則一に掲げる四の四半期における各生産国のすすの生産量に比例して決定するものとする。

規則六

規則二の規定に基づきその後の再決定を行なうにあつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) 二回目の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した二十四箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

(ii) 三回目の再決定及びその後のすべての再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則七
規則三の規定に基づき再決定を行なうにあつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) その後の最初の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した十二箇月間及び当該統制期間の直前の四の四半期における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

(ii) 次に再決定における百分率は、いかなる期間も統制期間であると宣言されないことを条件として、それぞれ、生産量が判明している最近の連続した二十四箇月間及び三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則八

前記の諸規則の適用上、いずれかの生産国がいずれかの連続した十二箇月の期間における自国の生産量を四生産国がそれぞれの生産量を理事会に報告した日から一箇月以内に報告しないときは、その生産国の前記の十二箇月間における生産量は、生産量が判明している期間における月平均の生産量を十二倍し、かつ、こうして算出した生産量から五パーセントを削減することにより算出するものとする。

規則九

いずれかの生産国のすべの生産量でいずれかの再決定の日の四十二箇月前までのものは、前記の

再決定には使用しないものとする。

規則十

前記の諸規則の規定にかかわらず、理事会は、いずれかの生産国で、第七條四の規定に基づいて決定されたその国の輸出許可量の全部又は第七條七の規定に基づいてその国が受諾して増大した輸出許可量を輸出しなかつたものの百分率を削減することが出来る。理事会は、削減を決定するにあつては、他の生産国が当該不足分を満たすために効果的な措置を執ることが出来るように当該生産国が自国の輸出許可量の一部を第七條七の規定に基づいて放棄したこと又は第七條八の規定に基づいて決定された量を輸出しなかつた当該生産国が第七條四若しくは七の規定に基づいて決定された自国の輸出許可量の全部を輸出したことを参酌すべき事情と認めるものとする。

規則十一
いずれかの生産国の百分率についての削減が規則十の規定に従つて行なわれる場合において削減された百分率は、その削減の決定の日に適用されている他の生産国の百分率に比例して、それらの生産国の間に配分するものとする。

規則十二
いずれかの生産国の百分率が、前期の諸規則の適用により、第七條六(a)ただし書の規定の実施上認められる最少限の数字を下まわるとするに削減されたときは、その生産国の百分率は、前記の最少限の数字に回復するものとし、また、他の生産国の百分率は、百分率の合計が百に回復するよう比例して削減するものとする。

規則十三
第七條六(b)の規定の適用上、特に、国家的災害、相当の期間にわたつてすべの生産を停止状態に置く大規模な同盟罷業、動力源の大規模な崩壊又は海岸までの主要輸送線の大規模な崩壊(ボリヴィアの場合)は、例外的な事情とみなすことができる。

規則十四
この附屬書で「すべの生産量」といふときは、もつぱら鉱山における生産量をいい、したがつて、製錬所における生産量を含まない。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。

○報告書は本号末尾に掲載

この附屬書で「すべの生産量」といふときは、もつぱら鉱山における生産量をいい、したがつて、製錬所における生産量を含まない。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。

○報告書は本号末尾に掲載

○高瀬傳君登壇
ただいま議題となりました第三次国際協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第三次国際協定は、第二次協定が一九六六年六月に失効することになっておりますので、これにかわるものとして、国連すべ会議で採択されたものであります。わが国は昨年十二月二十三日に署名いたしました。

本協定は、第二次協定に若干の技術的改正を加え、そのまゝ踏襲するものであります。世界におけるすべの需給の均衡と価格の安定をはかり、あわせて開発途上にあるすべ生産国の経済の発展に資することを目的としていたしております。

本協定の骨子は、すべの国際価格を協定で定める最低価格と最高価格との間に安定させるようにするため、すべの供給が過剰となつたときに生産国に輸出統制を課するほか、生産国がすべの現物及び資金を供与して緩衝在庫の制度を設け、これを操作して市場の需給量を調整することでありま

す。本件は、三月二十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願ひます。

かくて、四月十三日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

た。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十一年二月九日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の一項を加える。
事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第九條第四項中「理事長を通じて」を削る。
第十一條を次のように改める。
(役員)の欠格事項
第十一條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることのできない。

第十二條中「前条各号の一」を「前条の規定によ

昭和四十一年四月十四日 衆議院會議録第四十号

金屬鈹物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

最低賃金法案外一案についての吉村吉雄君の趣旨説明

九五四

り役員となることのできない者に改める。
第十五条の次に次の一条を加える。
(代理人の選任)

第十五条の二 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
第十八条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 金屬鈹物を採掘するに必要とする資金の貸付け
二 金屬鈹物の探鉱を迅速に促進する必要がある地域のうち金屬鈹物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために必要な地質構造の調査(以下「精密調査」という。)

三 国の委託を受けて、金屬鈹物の探鉱を迅速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金屬鈹物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために必要な地質構造の調査(以下「広域調査」という。)

四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号から第三号までの金屬鈹物の範囲は、通商産業省令で定める。

第十九条第一項中「前条第一項の業務」を「前条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)」に改める。

第二十条第二項中「地質構造調査」を「精密調査及び広域調査」に改める。

第二十条の二の前の見出しを「(精密調査の実施計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。
事業団は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、当該事業年度において精密調査を行なうとする地域ごとに精密調査の実施

計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
第二十条の二第二項中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の四及び第二十条の五中「第十八条第二項」を「第二十条の二第二項」に改める。

第二十条の六及び第二十条の七中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の八中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の十中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十条の十一第一項、第二十条の十三第一項及び第二十条の十四第一項中「地質構造調査」を「精密調査又は広域調査」に改める。

第二十条の十五中「地質構造調査」を「精密調査」に改める。

第二十三条の二中「第十八条第二項の業務」を「精密調査」に改める。

第三十二条第一号中「第十八条第二項」を削り、「第二十条第一項の下に、第二十条の二第一項を加え、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

第三十四条第三号中「及び第二項」を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)

第二条 この法律の施行前に改正前の第十八条第二項の認可を受けた同項に規定する地質構造調査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされた地質構造調査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

金屬鈹物の探鉱の急速な促進に資するため、金屬鈹物探鉱促進事業団の業務に国の委託による地質構造の調査を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事浦野幸男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔浦野幸男君登壇〕

○浦野幸男君 ただいま議題となりました金屬鈹物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のとおり、現在銅市況は世界的混乱の様相を呈しておりますが、金屬鈹物の探鉱を促進することは、銅をはじめとする重要鉱産物の供給の安定並びにわが國鈹業の國際競争力の強化、體質改善の観点から、きわめて重要な課題であります。金屬鈹物探鉱促進事業団は、このような課題にこたえ、去る昭和三十八年に設立され、今日まで相当の成果をあげてきたのであります。

本案は、さらに探鉱の急速な促進に資するため、事業団の業務についてその拡大整備等をはかるものでありまして、そのおもな内容は、
第一に、事業団の従たる事務所を置くことができること。
第二に、従来地質調査所が行なってきた広域調査について、これを國の企画立案のもとに事業団に委託することに伴い、事業団の業務範囲を探鉱資金の貸し付け、精密調査、広域調査及び付帯業務とすること。

第三に、事業団は、毎事業年度、精密調査の実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならないこと。
等であります。

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、同月十六日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等、慎重審議を行なったのでありますが、詳細は會議録で御承知願います。

かくて、昨四月十三日採決の結果、多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、事業団の拡充強化、事業団の融資条件の改善、新鉱床探査費補助金の充実、需給安定構想の早期確立、及び海外鈹物資源開発株式会社強化を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)及び家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 横路節雄君外十五名提出、最低賃金法案、及び家内労働法案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。提出者吉村吉雄君。

〔吉村吉雄君登壇〕

○吉村吉雄君 私は、提案者を代表いたしまして、最低賃金法並びに家内労働法の両案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。(拍手)

さて、申し上げるまでもなく、近代國家の目標は、そこに住むすべての國民に安定と希望と生き喜びを与えることにあります。すなわち、言い

かえりますならば、福祉国家の実現こそ国家の崇高な任務であります。福祉国家の実現は、社会全体の生産の躍動、その躍動に裏づけられた経済の繁栄が不可欠の条件であります。生産の躍動と発展は、生産になくてはならない労働力をできる限り大切に、かつ、これを高く評価しなければ、とうていそれを期待することはできません。国は、そのために機能し得るあらゆる施策を実施する責任を有することはまた当然であります。最低賃金制度は、社会進歩の源泉であるところの生産、その生産に携わるすべての労働者の労働の価値を正しく評価し、再生産に必要な生活をなし得るに足る賃金を国が保障せんとする政策でありまして、国家としてなされなければならない最低の義務ともいべき制度であります。(拍手)

国際的に見た最低賃金制度の歴史は、もちろん労働保護立法として位置づけられてまいりましたが、他の一面では、貿易競争から生ずる国際緊張緩和の有力な手段として、国際連帯を強め、ついにILO二十六号条約として実を結び、今日この二十六号条約を批准した国はすでに七十三カ国の多きに達しているであります。

ところで、わが国の実情はどうでありましょうか。月額二万円以下の労働者が雇用労働者のうち約九百万人、このほか内職労働者という名のきわめて低い労働賃金のまま放置されているいわゆる家内労働者数、実に二百万世帯の多きに達しているといわれておるのであります。なるほど、わが国にも最低賃金法という名の法律は存在いたしましたが、それはあくまでも名前だけであって、最低賃金制度が本来具備しなければならぬ条件を全く欠いていることは、その制定当時から、わが日本社会の指摘をはじめ各方面の批判の的となり、今日なお国際、国内の紛糾の種になつていくことによって明らかでございます。

具体的に、現行最低賃金法の欠陥を指摘いたしますならば、まず第一に、その最低賃金額が、労働者の生活を保障するどころか、逆に低賃金に

くぎづけする役割りを果たしているという事実であります。

すなわち、現行最賃法による最低賃金額は、労働者の調査によりまして月額四百五十円以下に集中しているものでありまして、月額に換算いたしましたら一万二千二百五十円以下という低額なものであります。この驚くべき低賃金の最賃法の適用を強制されている労働者数は実に四百万人に達しており、その大部分は未組織の労働者であります。この未組織労働者の低賃金は他の組織労働者の賃金にも決定的な悪影響を与え、今日わが国の労働者はすべて低賃金政策の中で呻吟していること、このためにまた労使関係が不安定になっていることは御存じのとおりであります。鉱工業生産世界第四位を誇り、経済成長率世界第一位を呼号するわが国のかげの繁栄の陰に隠された悲惨な一面面というべきであります。(拍手)この現実を正しく言ひあらわしますならば、このような低賃金労働者があつて初めて世界第一の経済成長が達成され、大企業は国際進出はなし遂げられたというべきであります。(拍手)現行最低賃金法が、資本にとつていかに有効な役割りを果たし、労働者にとつては生活を圧迫する役割りしか果たさなかつたかの有力な証左であります。(拍手)

第二は、現行最賃法が、わが国の国際信用を傷つけているという点であります。

由来、わが国貿易は、低賃金労働を基盤として海外進出を続けてまいりました。すなわち、ソシアルダンピングの非難はいまなお解消せず、特に、綿製品、雑貨工業、繊維製品等の輸出をめぐって、国際的に波紋を起してすらいふのであります。これは、その生産が多く家内労働に依存していることと決して無関係ではないのであります。それらが原因になっているか否かは別といたしまして、アメリカの労働組合では、日本の労働賃金調査センターをわが国に設置する提案すらなされているのであります。このような事実は、わが国の正常な経済発展を阻害するものと憂慮せざるを得ません。

第三は、現行最賃法が、労働者が持つ基本的な権利を抑圧しているという点であります。

本来、労働賃金は、労働者と使用者が対等の立場に立ち、直接交渉によつて定められるべきものであることは、労働組合法、労働基準法の明記するところであり、しかも、現行最賃法は、法律の名においてこれをゆがめ、使用者の一方的な意思によつて賃金を定めることを公然と認めた悪意高い業者間協定にその中核的役割りを与えているのであります。これを断じて許すことのできない点であります。(拍手)まさに現行最賃法は、最賃法に名をかりて低賃金政策を合理化し、労働者の生活を圧迫し、それゆゑに国内市場を狭小化して、わが国経済の正常な発展を阻害する有力な原因となつていふばかりか、他方、労使関係混乱と紛糾の大きな要因としての役割りしか果たさなかつた、わが国労働法規上、悪法の最たるものといつても決して過言ではありません。(拍手)わが党がここに再三、再四にわたつて、ほんとうの意味の最低賃金法を提案し、世に問うゆゑんのものは、実にここにあるのであります。

しからば、真の最低賃金法の具備すべき要件とは一体何でありましょう。以下、その原則に基づいて立案いたしました最低賃金法並びに家内労働法の骨格について御説明申し上げます。

その第一は、最低賃金額の決定方式についてであります。この点につきましては、労使同数の委員とその三分の一の公益委員をもつて中央最低賃金委員会を設置し、この委員会に強力な権限を与え、ここで決定された最低賃金額について行政機関はこれを追認し、一般的拘束力を持たせることとしたしまして、ILO二十六号条約の精神に合致させたものであります。

第二は、最低賃金額決定の基準についてであります。この制度が本来労働保護を目的としていたため、生活賃金の原則を採用することとした。この点は、わが国におきましては、支払い能力原則とか、公正賃金

原則とかに議論の分かれるところであり、すけれども、現行最低賃金法が支払い能力主義を採用しているために、最低賃金法としての機能を発揮できず、ILO二十六号条約批准の重大な障害となつていふ事実にかんがみまして、労働者の生活を保障しようとする生活賃金原則をとることが当然と考えるのであります。

第三に、決定された最低賃金額の適用につきまして、全国全産業一律制としたのであります。このことは、特にわが国のように産業別、業種別、企業別、地域別に賃金格差がはなはだしく、低賃金労働者が多数存在する状況のもとで、それぞれの最低賃金額を定めることは、最低賃金制度の効果を半減するからであります。もちろん、全国一律の最低賃金の上に、労使の団体協約に基づいた産業別、あるいは地域別に拘束力を持つ最低賃金の拡張適用の制度も確立することとしたしまして、運営の完べきを期した次第であります。

次に、家内労働法についてであります。本法は、申し上げるまでもなく、最低賃金法をして真に効果あらしめるためには不可欠の制度であり、家内労働者の団結権を保護し、その生活を守るために、最低賃金を定めることを骨格として必要措置を規制し、わが国低賃金の温床的役割りを果たしている内職労働者をして苦汗労働から解放し、あわせて、家内労働に依存せざるを得ない諸産業の近代化に資さんといつたのであります。

以上が法案の骨子であります。ここで申し上げておかなければならないことは、全国一律の最低賃金制度は、中小企業者の経営を困難におとしめるのではないかと不安についてあります。

しかしながら、私は、ただいま提案いたしました最低賃金法案は、むしろ中小企業者の経営安定に最終的には貢献するものと確信するのであります。今日の中小企業者は、政府の大企業偏重の財政、税制政策、下請単価の切り下げ、下請代金の

昭和四十一年四月十四日 衆議院會議録第四十号

最低賃金法案外一案についての吉村吉雄君の趣旨説明 最低賃金法案外一案の趣旨説明に対する澁谷直藏君の質疑

九五六

長期手形化などによって呻吟しているのが実情であります。そのため、中小企業者は、やむを得ずそのしわ寄せを労働者に転嫁し、その結果、いたずらに労働争議の発生を余儀なくしているのではありません。すなわち、中小企業者も、そこで働く労働者も、ともに大企業の利潤追求の犠牲者であるというところに変わりはありません。もし全国一律の最低賃金法が制定された場合には、そのことが大企業の下請半切り下げを食い止める歯どめの役割りを果たすものと信ずるのであります。

同時に、中小企業の経営安定には、何といたしましても国の保護、助成なくしては全きを期し得ないのであります。したがって、わが党は、中小企業事業分野確保を中核とする中小企業四法を提案いたしまして、その経営安定をはかつていくのであります。

以上、私は、最低賃金法案並びに家内労働法案について、その提案理由を御説明してまいりました。これまでも申し上げましたように、現行最低賃金法は、もはやその名に値しないことはだれの目にも明瞭となつたばかりか、わが国低賃金の温床的機能に転落してしまつたのであります。国際的にも経べつの目をもつて見られているのであります。おそまきながら、政府もその欠陥を認め、根本的再検討を言明せざるを得なくなつたのであります。あやまちを悔いるのに恥ずるなれどであります。だが、同時に、事を隠蔽し、遷延することにはきゆうきゆうとするなれどであります。いまこそ、政府と与党が勇断をふるって、この社会党提案のほんとうの最低賃金法に率先賛成され、今日までのにせ最低賃金法擁護の汚名を挽回する機会とされんことを強く要請して、提案説明を終わります。(拍手)

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)及び
家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)の
趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。澁谷直藏君。

〔澁谷直藏君登壇〕

○澁谷直藏君 私は、ただいま提案されました二法案のうち、時間の制約がございますので、最低賃金法案に限定いたしまして、自由民主党を代表して、提案者並びに関係各大臣に質問をいたすものでございます。

今回の社会党提案の最低賃金法案のおもなる内容は、第一に、すべての労働者の最低賃金額は、全国全産業一律に中央最低賃金委員会が決定すること、第二に、中央最低賃金委員会は、労使、公益委員よりなる三者構成方式をとっていること、第三に、最低賃金の額は、労働者の必要生計費、一般賃金水準その他の事情を考慮して定めるべきこと等でございます。

以下、私は、この法案に対し、私の疑問とするところを率直に披瀝いたしました。提案者の明快なる答弁を求めたいと思つたのでございます。

まず第一に、本法は、第三案におきまして、全国全産業一律の最低賃金額を決定することを定めております。言うまでもなく、この規定は本法案のかためであり、生命であります。したがって、私はこの規定に最大の焦点を合わせて質問をいたします。

私の疑問とする第一点は、いわゆる二重構造の著しいわが国の社会経済状況下において、全国全産業一律の最低賃金方式がいかにして可能であり、かつ妥当性を有するかという点についてであります。わが国経済の二重構造は、いまや国民の常識とされていくところであり、念のため、私は、資料に基づいて具体的にこれを明らかにしたいと存じます。

まず、地域別格差の状況を毎月勤労統計によつて見ますと、昭和四十年九月現在において、製造業における労働者一カ月の給与について、東京を一〇〇とした場合、最低の鳥取県は約半分の五

五・四％であり、これに続く秋田、山形、石川等の十三県は、いずれも六〇％から七〇％未満となつております。

次に、規模別の賃金格差を同じく毎勤統計によつて見ますと、労働者五百人以上の規模の企業に働く労働者の給与を一〇〇とした場合、三十人から九十九人の規模においては七二％、五人から二十九人の規模においては六三・二％となっております。

なお、これに関連して、企業間格差の決定的要因であります付加価値生産性の規模別格差を、通産省の工業統計によつて見ますと、昭和三十八年において、労働者千人以上の規模の企業を一〇〇とした場合、三十人から九十九人の企業が八％、一人から九人までの企業が四七％、十人から二十九人の企業が三〇％となつております。まことに驚くべき格差といわなければなりません。

次に、全産業における賃金階層別労働者の分布状況を賃金基本構造調査によつて見ますと、昭和四十年現在において、月収一万六千円未満の労働者の数は、約二百六十八万人でありまして、一万八千円未満の労働者の数は、約三百八十三万人の多きに達しておるのであります。

以上が、わが国の二重経済構造のもとにおける賃金格差の現実の姿であります。私どもは、かくのごときははたしき賃金格差の厳存する中で、いま直ちに全国全産業一律の最低賃金制度を実施することは、単に妥当性を欠くというばかりではなく、実際の問題として不可能であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

社会党は、さきの党大会において、「明日への期待」と題する総合的政策構想を内外に表明しました。その中で、社会党は、「安定する中小企業」という題目のもとに次のごとく述べております。「大企業と中小企業の間の生産性の差はますます広がり、たとえば従業員一千人以上の大企業の生産性を一〇〇とすると、十人以下の企業ではわず

か二六、三千人以下では三三、百人以下でも四三にすぎない。社会党政策は、大量に国の資金を投入して、中小企業の生産性を向上させ、大企業との生産性格差を解消する。云々と述べておるのであります。また、同じく「明日への期待」は、「労働者の生活と権利」という項目のもとで、全国一律最低賃金について次のごとく述べております。「社会党政権は全国一律最低賃金制度を施行し、成人労働者一人が健康で文化的な生活を営める水準で最低賃金額を決定する。この最低賃金制度は、私企業がまだ広範に存在する段階では全体としての低賃金構造を底上げする役割りを果たす。この額は当面一万八千円とし、生産力の発展に伴つて引き上げる。云々と述べておるのであります。

以上の引用によつて明らかになったことは、わが国の著しい賃金格差の存在する現実、社会党もまた十分にこれを知つておられるということであり、にもかかわらず、このような認識の上に立つて、なおかつ、全国一律最低賃金制度を実施することが妥当であり、かつ可能であると考えて、その最低賃金額は、当面一万八千円とするということである。すなわち、社会党は、一方において大企業と中小企業の間の著しい賃金格差の存在を認め、この格差を解消するために中小企業の生産性を高めなければならないと主張しながら、その舌の根もかわかぬうちに、その格差の解消どころか、是正への努力を全くたな上げにして、直ちに全国一律一万八千円の最低賃金制度の実施を提案されているのであります。私は、ここに社会党の主張するこの二つの事柄の間には大きな論理の飛躍があり、はなはだしい現実無視が存在することを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

さきに申し述べたように、現在全国で、月収一万八千円以下の労働者は、実に三百八十三万人の多きを数えている、これが現実であります。これを法律によつて、国家権力によつて、全国全産業一

律に一万八千円の最低賃金額を強制するならば、一体いかなる結果が発生するでございませうか。大企業は別といたしまして、支払い能力のない中小企業は軒並みに倒産せざるを得ないことは明白であります。(拍手)おびただしい中小企業が倒産し、そこに働く数百万という労働者が失業してまたあふれてくる。一体どこに中小企業の育成があり、低賃金労働者の保護がございませうか。(拍手)

かつて、いまなき著名の政治家が、中小企業の二人や三人が倒れても云々という失言、発言をしただけで大きな政治問題となったことは御承知のとおりであります。今回の社会党の提案されております全国一律最低賃金制度の実施は、そのようなまやかしものではございせん。かりにこれが実施されるとするならば、ただいま申し上げたように、膨大な中小企業が倒産し、数百万の労働者が失業するといふおそれるべき事態の発生が予測されるのでございませう。まことに重大なる政治問題といわなければなりません。(拍手)社会党は、一体この重大な責任をどうしようとするのか、あるいはまたそのような事態を招来することなしに、一万八千円の全国一律最低賃金制度を実施する名案がございませうか、提案者の明快なる答弁をお願いいたす次第であります。

次に、私は、本法第二条についてお尋ねいたします。第二条は、「最低賃金額は、必要生計費、一般賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとす」と規定いたしております。これに對し、現行の最低賃金は、最低賃金決定の原則として、「通常の事業の賃金支払能力」を重要な要素として考慮すべきことを定めております。すなわち、今回の社会党案は、この事業の賃金支払い能力という要素を最低賃金決定の原則から削除しているのではありませんか。このことは、まことに重大なる修正でございまして、最低賃金制度の性格を根本的に変更するものであり、ひいては、私

的所有権を基礎とする現在の自由企業体制の根本を変更せんとする意図を有するものといわなければなりません。この重大なる変更ないし修正を社会党が意識的に行ったことは明々白々であります。

そこで私のお尋ねしたいことは、最低賃金額を決定するにあたって、企業の支払い能力を無視して、あるいは輕視して、なお企業の存立が確保されるのかどうか、提案者の責任ある答弁を要求するとともに、いよいよ自由企業体制の諸外国において、かくのごとき原則を採用している事例がございませうか、あわせて答弁をしていただきたいのであります。

最後に、私は、本案に関連いたしまして、通産大臣、労働大臣に御質問をいたします。

まず最初に、労働大臣にお伺いいたします。社会党提案の最低賃金法案に対する私の見解は以上申し上げたとおりであります。政府の御所見はかがでございませうか、労働大臣より政府を代表して御答弁をお願いいたし存じます。

なお、現行の最低賃金は、いわゆる業者間協定方式を中心として展開され、かなりの成果をおさめておりますが、この業者間協定による方式は、ILO第二十六号条約との関連においても不十分なものがあると思ひますが、労働大臣は今後いかにしてこれを改善しようとするのか、御意見があればお示しいただきたいと思ひのであります。

最後に、通産大臣にお伺いいたします。

本法案が実施され、その最低賃金額が社会党の主張するごとく一万八千円に定められた場合、わが国の産業、特に中小企業に及ぼす影響を及ぼすか、通産大臣の責任ある立場に立つてのお見通しをお伺いしたいと思ひのであります。

次に、わが国産業経済の二重構造の是正は、現下内政の最大課題の一つであります。特に大企業と中小企業間の格差の是正は焦眉の急でございまして、政府はそのための各般の施策を推進されておりますが、その努力はいまだ十分とは認められ

ができません。政府はこの際、中小企業の近代化、合理化のために思い切った施策を断行する必要があると思ひますが、通産大臣の御所見を伺いたいと思ひのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔吉村吉雄君登壇〕

○吉村吉雄君 答へいたします。

ただいまの第一問は、今日の日本の産業構造あるいは賃金構造等から見て、企業別、地域別あるいは規模別によつて非常に賃金格差がはなはだしい、こゝろの状況の中で全国全産業一律制をとることは、妥当性もないし、不可能ではないか、この点は一体どう考えるのかという御質問であります。まず、この点につきましては私どもの考え方を明らかにしたいと思います。

それは、何といひましても、この最低賃金制度をどのように理解して進めるかという問題であると思ひます。まず第一番に、今日の世界の情勢あるいは日本の情勢等から考えてみましても、企業というものを優先を考えた方ではいかぬか、あるいは労働というものを尊重するといふ立場に立つていくのか、このことがこの最低賃金法の立法の精神がどうあらねばならないかということ、明瞭に示しておと思ひます。私どもはこのような状態から考えてみまして、現在ILO第二十六号条約の批准国が約七十三カ国にのぼつておる。この七十三カ国の国々がどういふ方法をとつておるのかというところは、濫谷さんも御存じのとおりであります。ほとんどいふつもいい、これは全産業全国一律制を採用しておる、こゝろのことでございます。

(拍手)御存じのように、わが国は、鉄工業において、造船工業では現在世界で一番の成績を示しておる、あるいは製鉄、セメント等の生産では世界第三位に達しておる、化学繊維のごときは第二位の生産量を誇つておる、国民の総所得は、これまた世界第五位、こゝろの状況に達しておるのでありますから、世界の七十三カ国が実施しておる全国全産業一律制の最低賃金法が日本の

国においてできないといふはずはない。(拍手)問題は、政治に対する姿勢の問題、労働力をどう考えるかという問題に尽きるのではないかとこゝろに思ひます。(拍手)

関連をいたしまして、この全国一律制を採用すれば中小企業が倒壊し、失業者が激増するのではないか、こゝろの心配でございませうけれども、このことも先ほど申し上げたことと関連をいたしまして、いままでの外国の例を調べてみますと、全国全産業一律制を採用したところの国々におきましては、いづれも、最賃制を実施することによつて、最低五〇%から、イギリスのごときは五〇%の賃金引き上げが行なわれた。しかし、そのことによつて中小企業の倒産があつたという事例はないのであります。(拍手)ですから、日本

の場合におきましても、施策が十分であれば、こゝろの心配をする必要はない。ただ私は、だといひましても、今日の中小企業を今日のままで考へておる状態の中では、いろいろ不安があるだらうと思ひます。それは、現在の中小企業、あるいは零細企業をこのままの状態にしていこうとする、こゝろの考え方が背景にあるからでございまして、実は、私が先ほど提案いたしましたように、支払い能力の問題につきましては、今日中小企業に対するところの育成、助成政策を國がもつと本質になつてやる、そしてその支払い能力を企業自体に与えるようなことを國が責任をもつてやるという、そゝろの並立した政策をあわせとる必要があるといふことを申し上げなければならぬだらうと思ひます。(拍手)

第二に、一万八千円の問題についてのお話でございます。これまたわが党の考え方を明らかにしておきたいと思ひます。

それは、濫谷さんも御存じのように、現在の中

学あるいは高校卒業者の初任給は逐次上昇の傾向をたどつております。しかも、近い将来の日本の労働人口の年齢構成を考へてみますならば、近い将来、労働力確保のために企業家は真剣に取り

組まなければならないという時代が必ず来る。こういうことを考えてみると、企業自体に骨を折らせるということよりも、国が責任をもってその労働者の生活を保障し得るような政策、すなわち全国一律の最低賃金制のごときものが、むしろ企業家自体から歓迎されるべきものである。政治はそれに先行して行なうていかなければならぬ、こういうふうな私どもは考えておるのではありませんが、この一万八千円の問題につきましては、昭和二十九年に厚生省の依頼によって労働科学研究所が作成いたしました最低生活費の算定方式が、現在のところ最低生活費についての唯一の科学的な方式だといわれております。社会党では、この労研方式によって今日の生計費を推算いたしましたところが、今日の物価高の状態の中でどうしても月額一万八千円は必要である、こういうふうな考えを以てこの額を算出したことを、あわせて答弁しておきたいと思ひます。

それから、支払い能力の問題であります。この支払い能力と云ふものを削除した外国の例があるかどうかという趣旨の質問でございます。これは先ほど御答弁申し上げましたけれども、諸外国の最低賃金制度は、本来支払い能力をまず前提に置いてその制度がつくられたものではございません。したがって、支払い能力を削除するということはないことは明らかでございます。支払い能力という問題は、労働問題の中では労使の直接の団体交渉によって解決する、こういう方式がとられなければならない。わが国の現行最賃法が困難、国内で紛糾の種になつてゐるのは、支払い能力主義中心であるから問題になつておる。こういう立場から考えますならば、最賃制度は、支払い能力よりも、むしろ、そこに働く労働者の生活を保障するという考え方に立つたのがこの制度の本旨であるというふうに考えていることをつけ加えて、答弁を終わります。(拍手)

【国務大臣小平久雄君登壇】
○国務大臣(小平久雄君) 第一点は、最賃制の社

会党案に対する所見はどうか、こういうことでございまして、御承知のとおり、政府といたしましては、将来の最賃制のあり方につきまして、昨年八月以来、中央最低賃金審議会にその根本的な御検討をお願いいたしておるところでございます。最賃制につきましてはいろいろ御主張がございまして、まず、法の定むる機関であるこの三者構成からなる最賃審議会において、いろいろ御主張をもちろん御検討願ひし、また、わが国の将来の経済の動向あるいは労働市場の動向、さらにはまた海外における最賃制等も十分研究をしてもらひ、そういうことによつて、将来わが国の最賃制はいかにあるべきかということに御検討を願ひておるものでございまして、目下鋭意この御検討をいたしておるところでございまして、

そこで、外国の方式のことが先ほど来お話に出ましたが、労働省で調べておるところによりまして、アメリカにおきましては、州別の産業に關し、確かに全国一律の最低賃金制が行なわれております。その適用人員は、しかしながら、全労働者約五千八百九十万人に對しまして、二千七百五十二万人ということで、半分以上は下回つておるということでございます。さらに、州内の産業につきましては、それぞれの州法によつて最低賃金制が行なわれておるわけでありまして、中には、これは例外でございまして、最賃制のない州もある、こういう実情でございまして、さらに、フランスでございまして、フランスでは、まず商工業と農業とを分けまして、さらにそれぞれ地区区分を設けまして、その地区内における全産業に適用する方式をとつておる。また、イギリスにつきましては、業種別に賃金審議会が決定するという方式をとつておる。西独におきましては、産業別の労働協約を拡張適用するという方法をとつておる。こういうぐあいでありまして、それぞれが国がそれぞれの国の実情に適したものであり、いろいろな方式を採らつておるのであります。

す。したがいまして、わが国で将来採用するべき最賃制も、結局はわが国の経済産業の実情に即した実効のあるものでなければならぬと私は思つておるのであります。(拍手)

しかしながら、いすれにいたしましても、目下最賃審議会におきまして御検討いただいておりますところでございますが、社会党のせつかつの御提案ではございまして、それについての私の批判と申しますか、考えと申しますか、そういうことをいまこの場から申し上げるということにつきましては、この際ひとつお許しをいただきたい、かように存するのであります。政府としましては、いすれにいたしましても、この答申を待ちまして処置をいたす所存でございます。

それから第二点は、現行法とILO二十六号条約との關係でございまして、この点につきましても、中央最賃審議会に諮問いたしましたときに、われわれは当初からその關係も考慮してひとつ御検討いただきたいというつもりでございまして、どうもそこが明確でないということでございます。その二十六号条約にも適合するようにひとつ御検討いただきたいということを明確に御諮問申し上げておるわけでございます。現行の最賃法も、当初はこれで二十六号条約にも適合するんだという御解釈もあつたやうであります。が、どうもその点についてはいろいろ御議論がやはり出てまいりました。したがって、そういう不信を払拭するためにも、いま申しましたように二十六号条約に適合するやうな最賃法を今度は考へてほしい、こういうことを御諮問申し上げておるわけでございますので、これも答申のあり次第善処いたしたいと考えております。(拍手)

【国務大臣三木武夫君登壇】
○国務大臣(三木武夫君) 澁谷君の私に対する御質問は、全国一律に一万八千円の最低賃金を制定すると中小企業に致命的な打撃を現状において与えるのではないか、また、二重構造解消のために中小企業の近代化、合理化をもつと積極的に推進

すべきではないかという、二点だつたと思ひます。

確かに、最低賃金制度を制定して、極端な低賃金を許さないというのは、一つの大きな方向だと私も思う。ただし、これはその国の実情に沿つて最低賃金をやらないと、むしろかえつて理屈倒れになる場合が多いと思ひます。日本の場合には、業種により、規模により、また地域によつて、賃金に非常に格差があるもので、したがつて、最低賃金制を実施する場合に、日本の国情に沿つて最低賃金制を制定しないといけない。社会党のいまの答申の中に、企業よりも労働者を尊重すべきだという御意見でありましたが、やはりわれわれの考え方は、企業も労働者ともに尊重しなければならぬということでありまして、(拍手)労働尊重といつても、労働の基礎である企業ににわかに打撃を与えるということであつては、かえつて、雇用の機会もあるいは労働賃金も、元も子も失ふという結果になりかねないわけでありまして、日本の現状に即応して最低賃金制度を進めるべきであると考えてゐるのでございます。(拍手)いまにわかに一律ということとは、現状においては日本の実情に沿わない点があるといふのは、澁谷君の御指摘のとおりである。したがつて、実情に沿つて最低賃金制度を今後普及していくべきだと思ひるのでございます。

第二の点は、澁谷君の御指摘のやうに、むしろ問題の中心点は、この産業の二重構造を一日も早く解消すれば、最低賃金制のごときものはどうの昔に日本で解決されてなければならぬのであります。そのために通産省の本年度の予算も、中小企業の近代化、合理化を中心にした予算でありまして、たとえば、中小企業に對しては、中小企業の三金融機関の金融のワケも五千五百億円という拡大をいたしまして、金利も九月に引き下げて四月に引き下げた。減税も七百二十五億円という近來にない中小企業の減税を断行いたしましたのであります。このやうにして、中小企業自体にゆとりをと

りながら、予算の重点は近代化、高度化という点に置いてあることは事実である。そして、近代化、合理化の資金も貸し出しの条件を緩和して、無利子の資金でありますから、この無利子の資金の貸し出し条件をさらに緩和して、中小企業の近代化、合理化を推進していききたい。しかし、今後もっと積極的に合理化、近代化をやれということでは、遊谷君御指摘のとおりである。これで満足はしていない。相当なことを今年度の予算はやっておりませんが、これでも満足していないので、今後、御指摘のとおり、さらに積極的に中小企業の近代化を促進して、遊谷君御指摘のような二重構造の解消に当たりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時七分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 三木 武夫君
労働大臣 小平 久雄君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員任命)

一、去る十二日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、十一日付議長において承認した河上邦治を十二日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

都市開発資金融通特別会計法

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に

関する法律の一部を改正する法律

(議員死去)

一、埼玉県第四区選出議員青木正君は、去る十二日死去された。

(常任委員辞任)

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

海部 俊樹君 西ヶ久保重光君
賀屋 興宣君 片島 港君

法務委員

賀屋 興宣君 鍛冶 良作君
山本 幸一君

大蔵委員

山田 耻目君 石橋 政嗣君
石橋 政嗣君 山田 耻目君

社会労働委員

石橋 政嗣君 山田 耻目君
農林水産委員 江田 三郎君 川俣 清吾君

通信委員

片島 港君 大出 俊君
青木 正君

予算委員

栗原 俊夫君 江田 三郎君
決算委員 栗原 俊夫君

一、昨十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塚田 徹君 重政 誠之君
外務委員 愛知 揆一君 池田正之輔君
稲葉 修君 内海 安吉君
野見山清造君 逢澤 寛君
佐藤 孝行君 服部 安司君
増田甲子七君 松山千恵子君

大蔵委員

野口 忠夫君 日野 吉夫君
横山 利秋君 川俣 清吾君

中澤 茂一君 西宮 弘君

文教委員 重政 誠之君 松山千恵子君
内海 安吉君 長谷川 峻君

農林水産委員 西宮 弘君 日野 吉夫君
運輸委員 増田甲子七君 野見山清造君

建設委員 逢澤 寛君 服部 安司君
石田 宥全君 池田正之輔君
稲葉 修君 橋 兼次郎君

予算委員 中澤 茂一君 野口 忠夫君

決算委員 栗原 俊夫君 石田 宥全君

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

(常任委員補欠選任)

内閣委員 賀屋 興宣君 片島 港君
西ヶ久保重光君
法務委員 鍛冶 良作君 青木 正君
大蔵委員 松井 誠君 山田 耻目君
社会労働委員 石橋 政嗣君 石橋 政嗣君
山田 耻目君
農林水産委員 川俣 清吾君 江田 三郎君
山本 幸一君
通信委員 大出 俊君 片島 港君
賀屋 興宣君
予算委員 江田 三郎君 栗原 俊夫君
決算委員 江田 三郎君

の補欠を指名した。

内閣委員

重政 誠之君 塚田 徹君
外務委員 佐藤 孝行君 服部 安司君
逢澤 寛君 松山千恵子君
増田甲子七君 稲葉 修君
愛知 揆一君 池田正之輔君
野見山清造君 内海 安吉君

大蔵委員

中澤 茂一君 西宮 弘君
川俣 清吾君 横山 利秋君
野口 忠夫君 日野 吉夫君

文教委員

長谷川 峻君 内海 安吉君
松山千恵子君 重政 誠之君
日野 吉夫君 西宮 弘君
運輸委員 野見山清造君 増田甲子七君

建設委員

稲葉 修君 池田正之輔君
橋 兼次郎君 服部 安司君
逢澤 寛君 石田 宥全君

予算委員

野口 忠夫君 中澤 茂一君
決算委員 石田 宥全君 栗原 俊夫君

(常任委員死去)

一、去る十二日、法務委員青木正君は死去された。

(常任委員退職)

一、去る十二日、法務委員松井誠君及び外務委員巨田四郎君は退職された。

(特別委員辞任)

一、去る十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

昭和四十一年四月十四日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

九六〇

青木 正君 中野 四郎君

藤枝 泉介君 安藤 覺君

一、昨十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

大橋 武夫君 高橋清一郎君

川崎 三喜男君 塚田 徹君

科学技術振興対策特別委員

米内山義二郎君 山花 秀雄君

産業公害対策特別委員

森本 靖君 稲富 稜人君

江崎 真澄君 浦野 幸男君

(特別委員補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

淡 徹郎君 鎌治 良作君

安藤 覺君 藤枝 泉介君

中野 四郎君 倉石 忠雄君

一、昨十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

羽田武嗣郎君 倉石 忠雄君

井出一太郎君 小坂善太郎君

中澤 茂一君 松平 忠久君

科学技術振興対策特別委員

森本 靖君 稲富 稜人君

米内山義二郎君 内海 清君

産業公害対策特別委員

浦野 幸男君 江崎 真澄君

(議案要領)

一、昨十三日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

こどもの国協会法案

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出、衆法第二八号)

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

こどもの国協会法案(内閣提出第一一四号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出)

(議案通知書要領)

一、昨十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

都市開発資金融通特別会計法案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

わが国が当事国となつてゐる第二次国際不協定が昭和四十一年六月三十日にその有効期間を満了するので、この第二次協定に代わるものとして本協定が昨四十年四月に国連不協定会議において採択され、同年六月一日から十二月三十一日まで署名のため開放されたので、わが国は十二月二十三日に本協定に署名を行なつた。

本協定は、若干の技術的改正を除いては第二次協定の規定をそのまま踏襲してゐるものである。世界における不協定の需要供給の均衡及び価格の安定を図るとともに、開発途上にある不協定生産国の経済の発展に資することを目的としてゐる。本協定の骨子は、不協定の市場価格を協定で定める最低価格と最高価格との間に安定させるようにするため、不協定の供給が過剰となつた

ときには生産国に輸出統制を課す制度のほか、生産国が不協定の現物及び資金を供与し合つて緩衝在庫を設け、市場価格が上昇するときはこの緩衝在庫の現物を市場に売り出し、市場価格が下降するときはその資金で市場の不協定を買い上げる制度を設けてゐることである。また、不協定の供給が不足する場合には生産国に対して、生産増大の措置をとることを要請し、及び消費国に供給可能量の公平な配分を確保するための取極を理事会と締結することを要請することができ、このような価格安定措置は生産国側の義務として行なわれるものであつて、消費国側は分担金を負担するほか具体的な制約を課されるものではない。

本協定は、昭和四十一年六月末日までに六生産国及び九消費国(ただし合計票数で生産国については千票のうちの九百五十票以上、消費国については千票のうちの四百票以上であること)を必要とする。この批准書、承認書又は受諾書が寄託されることにより、同年七月一日から発効することとなる。有効期間は五年であるが、十二箇月をこえない期間延長することが認められてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

不協定の需要の九割以上を輸入に依存してゐるわが国にとつて不協定の国際価格の安定は望ましいことであるのみならず、開発途上にある不協定生産国の経済の発展に寄与することとなるので、本協定を締結することは妥当な措置である。と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際協理理事会分担金として四百九十一万円計上されてゐる。

右報告する。

昭和四十一年四月十三日

外務委員長 高瀬 傳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、金属鉱物の探鉱の急速な促進に資するため、金属鉱物探鉱促進事業団の業務の拡大整備等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金属鉱物探鉱促進事業団は、通商産業大臣の認可をうけて、必要な地に従たる事務所を置くことができるものとし、理事長は、理事または職員のうちから、従たる事務所の業務に關して一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものとする。

2 金属鉱物探鉱促進事業団は、従来地質調査所が研究業務の一環として行なつてきた広域調査を、国の企画立案のもとに金属鉱物探鉱促進事業団に委託することにより、業務の範囲として、

(1) 金属鉱物を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け

(2) 金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域のうち金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために地質構造の調査(精密調査)

(3) 国の委託を受けて、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金属鉱物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために地質構造の調査(広域調査)

(4) 以上の業務に附帯する業務を行なうものとする。

3 金属鉱物探鉱促進事業団は、毎事業年度、その年度に精密調査を行なうとする地域ごとに精密調査の実施計画を作成し、通商産業大臣の認可をうけなければならないものとする。

4 その他監事の意見提出、役員欠格条項について改正し、「地質構造調査」を「精密調査」に改める等規定を整備する。

5 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、金属鉱物の探鉱の急速な促進に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年四月十三日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、最近における銅市況の世界的混乱にかんがみ、重要鉱産物の需給の安定並びに金属鉱業の体質改善に資するため、金属鉱物探鉱促進事業団の業務及び機構の飛躍的拡充強化を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 探鉱の広範かつ十分な実施を推進するため、金属鉱物探鉱促進事業団の探鉱融資について、金利の引下げ等融資条件の改善を図るとともに、中小鉱山に対する新鉱床探査費補助金について、予算の増額、補助単価の引上げ等その充実に努めること。

二 重要鉱産物の需給の安定を図るため、需給安定構想の具体的方策を早急に確立するよう検討

すること。

三 海外における鉱物資源の開発を促進するため、海外鉱物資源開発株式会社を積極的に活用できるように強化措置を講ずること。

衆議院会議録第三十八号中正誤

ページ	段 行	誤	正
九三	二三	公付	公布
九三	三〇	援決	採決
九四	三二	従来から	従来からの
九五	一七	政策	対策
九五	三三	経済政府	経済政策
九六	二四	禁止法	禁止法上
九六	四四	投資	融資
九六	一七	従業員組合宿舍	従業員宿舍
九六	一五	機能の	機能を
九七	四三	特判	特別
九八	一六	政策	対策
九八	一八	該当装置	当該装置
九八	三七	一は修	一は修正
九八	一七	四月一日から	四月一日から

昭和四十一年四月十四日 衆議院會議録第四十号

九六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（全社）
（送料別）
（送料別）
發行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（全）